

# 日本醫史學雜誌

第14卷 第2号

昭和43年7月31日発行

---

原 著

緒方洪庵の贈位とその前後……………緒方 富雄…(1)

緒方洪庵の贈位記念碑建設の前後……………緒方 富雄…(9)

大正3年の所謂「伝研移管問題」について

其の三……………安藝 基雄…(18)

例 会 記 事……………(68)

雜 報……………(74)

---

通 卷 第 1372 号

日 本 医 史 学 会

東京都文京区本郷2~1

順天堂大学医学部医史学教授室内

振替口座・東京15250番

# 1日600mgの時代です!

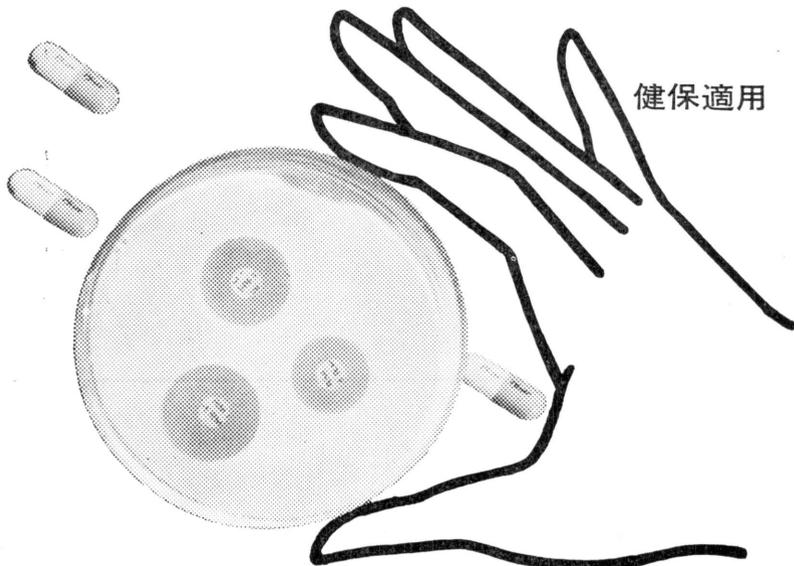
従来のテトラサイクリンに広さと深みが変わりました

広範囲抗生物質

Methacycline hydrochloride

## ロンドマイシンカプセル

- 呼吸器感染症、消化器感染症などに優れた治療効果が得られる
- 1日600mg2分服で有効、吸収が速かで高血中濃度が長時間持続する
- 胃腸障害が少なく、光線過敏症も報告されていない
- 健保薬価：1カプセル ￥57.00



\*科学は世界の向上のために—医学は人間の幸せのために



台糖ファイザー株式会社

東京都中央区日本橋通2の2 TEL (272) 6661

# 緒方洪庵の贈位とその前後

緒方富雄

The Conferment of the Posthumous Court Rank on Koan Ogata.

Tomio Ogata

## 一、贈位まで

緒方洪庵（一八一〇—一八六三）は、明治四十二年六月八日（一九〇九）、同年六月十日の四十七回忌にさきだつて、特旨をもつて従四位を贈位された。

明治になってから、明治前の先覚者たちにたいして、贈位がしきりにおこなわれた。蘭学者では、明治二十六年（一八九三）には前野良沢に正四位、明治四十年（一九〇七）には杉田玄白におなじく正四位が追贈されている。贈位は、蘭学者では正四位が最高で、従四位、正五位というところが多かった。当時すでに、これでは低きにすぎるといふ非難はあったが、この方針はかわらなかつた。

贈位のこととは、故人と特別の機縁のあるような機会におこなわれるのが常で、洪庵の場合は、四十七回忌の機会ということのようである。

当時の贈位の決定がどのような手順でおこなわれたか、わたくしには全くその知識がない。どこかで候補者が内定したうえで、おもてむぎの手續をとつたようである。

洪庵の場合は、現存の資料によると、贈位の決定に必要な書類は、陸軍大臣を経て宮内省へ提出されている。

陸軍と全く関係のない洪庵の場合、贈位の手続がなぜ陸軍省を経由してなされたかについては、それを説明する資料が存しない。しいて推測する人は、当時の陸軍関係者に洪庵の門人が多く、また洪庵を知る有力者がすくなくなかったうえ、洪庵の嗣子緒方惟準が、ながく陸軍軍医として勤務ののち、陸軍軍医監として退官、予備役に編入されているので、多くの同僚がいたということもあろうかという。

とにかく、明治四十二年五月に、緒方洪庵の履歴書が、陸軍大臣を経て宮内省に提出されている。その履歴書を書きあげたのは、当時の陸軍医務局長森林太郎である。その材料を提出したのは、緒方家の当主であったたくしの父緒方銚次郎（一八七一一一九四五）であって、洪庵の墓碑銘を大阪から送った。洪庵の墓碑は、東京の高林寺のと、大阪の竜海寺のとがある。銚次郎の送ったのはどれであったか、わからない。

これらの事情は、森林太郎の書きのこした日記をたどると、具体的にわかるのである。すなわち、明治四十二年五月のところに、つぎの記事がある（鷗外全集（岩波書店）、第三一巻、九九一—一〇一ページ）。

二十一日（金）。晴。（略）緒方銚次郎洪庵先生の碑銘を寄示す。（略）

二十五日（火）。晴。（略）午後大臣（注 寺内陸軍大臣）に赤十字社問題の調査書類と緒方洪庵の履歴とを差し上げ置く。

二十七日（木）。（略）緒方収二郎、佐多愛彦に書状を遣す。

二十七日に出てくる緒方収二郎（一八五七—一九四二）は、洪庵の六男（十二番目の子）で、明治十五年（一八八二）東京大学医学部を卒業し、のち眼科を専門として、当時大阪の緒方病院院長であった。東大では森林太郎と親しい友であった。佐多愛彦は、当時大阪府立医学専門学校校長であった。

手もとに、この年の五月二十六日付の、森林太郎の銚次郎あてのがみがある。内容は、森の日記の記事とよく一致し

ている。

(明治四十二年五月二十六日付)

拝啓平素は御無沙汰仕候。陳は洪庵先生履歷書御差遣被成候材料に拠り調製。昨日寺内大臣へ差出候。

追而惟準先生履歷書は先日況齋先生より大臣へ差出され有之候。又福翁自伝用済御返璧申上候。

五月二十六日

於陸軍省

緒方銈次郎殿

森 林太郎

このてがみによると、銈次郎は福沢諭吉の「福翁自伝」も森に送って参考に供したようである。適塾に関する回想があるからであろう。緒方惟準の履歷書が況齋石黒忠恵から陸軍大臣に提出されているが、その目的は具体的にはわかっていない。惟準(一八四三—一九〇九)は洪庵の二男で、長男整之輔がおさなくて二才で死んだので、嗣子となった。明治維新の直前慶応二年(一八六六)に、幕府の留學生として、池田謙齋、松本銈太郎、伊東方成とともに、オランダのユトレヒト医科大学に学び、幕府が倒れたので帰国。明治元年(一八六八)には、明治天皇の最初の西洋医学の侍医となった。のち陸軍軍医として陸軍軍医監にすすんで、明治二十年(一八八七)退官。大阪に緒方病院をおこして、大阪の医界につくした。それまでに東京大学医学部、大阪大学の医学の前身に関係した。のち嗣子銈次郎がドイツの医科大学を卒業して帰国すると、すぐに家督を銈次郎にゆずって、隠居した。洪庵の贈位のはなしがすすんでいたころ、惟準は噴門癌で病床に就いていた。そのころ、洪庵の事績を背景とし、惟準の功績に対して授爵のはなしがあったといわれているので、さきの惟準の履歷書は、そのことと関係があったかもしれない。しかし、このことは実現されず、惟準はこの年七月二十日に六十才でなくなつた。

## 二、贈 位

洪庵の贈位は、明治四十二年六月八日に発令になった。

それを知らせる電報（至急官報）が、宮内省爵位寮爵位頭岩倉具定の名儀で、緒方惟準（大阪市東区北新町一丁目一二八番屋敷）あてでとどいた

ホンジツ。トクシヲモツテ。ヲガタコウアンエ。ジュ四イヲウ（オ）クラレタルニツキ。コノムネデントタツス。

イキナラビニジレイハ。ユウビンニテオクル。イワクラシャクイトウ

この電報紙に記入されているところを見ると、宮内局第一号として、午前十一時〇分に受付、大阪局では午前十一時二十五分に受信している。

位記と辞令とは、書留で郵送された。切手の消印は、六月八日午後二―五時、丸の内局と読めるから、同日午後この時刻のあいだに郵便局の窓口で受け付けられたのであろう。封筒の裏には大阪の郵便局の消印があって、翌六月九日にとどいたことがわかる。

位記と辞令は、つぎのとおりである。あわせて、これらに同封された伝達書もかかげる。

### 〔位記〕

故緒方洪庵

贈従四位

明治四十二年六月八日

宮内大臣正二位勲一等伯爵田中光顯奉

〔辞令〕

故緒方洪庵

特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラル

明治四十二年六月八日

宮内省

〔爵位寮送 第四五四号〕

贈従四位緒方洪庵ニ対スル位記并辞令及回送候条拝受可有之候也

明治四十二年六月八日

爵位頭 公爵 岩倉具定

従四位 緒方惟準殿

当時、かぞえ年九才であつたわたくしは、この位記と辞令とが、別々に黒縁の額におさめられて、わたくしたちのいう西洋館の応接間のマントルピースの上にならべてかざつてあつたのをおぼえている。

### 三、贈位のと

六月八日に洪庵贈位の知らせの電報をうけた緒方家では、ただちに、このたびの贈位について世話になつた東京の森林太郎に電報で謝意を表した。

森は、翌六月九日陸軍大臣にあい、洪庵の贈位について礼をのべた。病床の惟準は、森に直接感謝のてがみを送つた。

森の日記の六月のところに（鷗外全集（岩波書店）、第三一巻、一〇四ページ）、

八日（火）陰。大阪緒方家より洪庵先生に贈位せられたるに就きて予に謝意を表する電報至る。

九日（水）。雨。大臣に謁して、洪庵先生に贈位せられたるに就きて謝辞を申す。

十一日（金）。陰。緒方惟準洪庵先生に贈位せられしにつき予に謝する書至る。

六月十日の洪庵の忌日には、緒方家は大阪天満の竜海寺で、贈位奉告をかねた法事をおこなったが、緒方家の長老である惟準が病氣のことでもあるので、正式の祭典は他日にゆずることになった。

一方、洪庵の墓所、東京駒込の高林寺の方では、六月十六日におこなうことになった。大阪からは、緒方収二郎が出てきて、十三日には森林太郎に面会している。森は収二郎に昼食を出した。また森は、翌十四日収二郎のために一席をもうけようと、賀古鶴所に相談した。賀古は、東京大学医学部において森と同級で、一番の親友であり、陸軍軍医としても同僚であった。

この会合が実現したのかどうか、記録がない。

森の六月の日記に（鷗外全集（岩波書店）、第三一巻、一〇五ページ）、

十三日（日）陰。緒方収二郎は洪庵先生を祭らんとて来て立ち寄りぬ。午餐を饗す。

十四日（月）陰。緒方のために宴を開かんことを賀古に謀る。

六月十六日午後、駒込浅嘉町の高林寺で、洪庵贈位奉告祭がとりおこなわれた。森林太郎も列席した。

森は、当日の日記につきのように書いている（鷗外全集（岩波書店）、第三二巻、一〇六ページ）。

十六日(水)。半陰。午後駒込浅嘉町高林寺に往く。洪庵先生の贈位奉告式なり。大鳥圭介、池田謙齋、老医某の外、緒方収二郎、同三郎、同惟準の子某の六人在りき。僧の誦経中に予急に奉告文を草す。収二郎墓前に朗誦す。常盤華壇にて来会者に晚餐を饗せらる。六時上野を去りて浜町常盤屋に向ふ。(略)

大鳥圭介(一八三三—一九一一)、池田謙齋(一八四一—一九一八)の二人とも洪庵の門人で、当時は宮中顧問官であった。緒方三郎は、洪庵の義弟緒方郁蔵(旧姓大戸郁蔵)の三男で、洪庵の末子重三郎が明治十九年三月に二十九才で死んだあと、その妻光枝(諏訪氏)と結婚した。三郎は当時、麴町区上二番町二番地に住んでいた。「惟準の子某」とあるのは、惟準の三男緒方知三郎である。知三郎(一八八三年生)は、現存で、東京大学名誉教授、日本学士院会員、文化勲章受章者。明治四十年に東京帝国大学医科大学を卒業し、病理学教室の若い助手として研究生生活にはいつていた。知三郎は、この日高林寺の庫裡で、この賓客たちにあったことをおぼえているそうである。

そのころ東京に住んでいた緒方家の人は、三郎と知三郎の二人だけであった。

森の日記にあるように、僧の読経の最中に、森がいそいで奉告文(祭文)を収二郎のために書いたというのは、森と収二郎との親密さが察せられる情景である。当時森(一八六二—一九二二)は四十七才、収二郎(一八五七—一九四二)は五十才である。

収二郎は、大阪へ帰ってから、森に礼状を書いた。森の日記(六月)に(鷗外全集(岩波書店)、第三一巻、一〇七ページ)、二十三日(水)。陰。緒方収二郎の礼状至る。

とある。

洪庵の贈位を知って、緒方家のだれかれによせられた祝賀のがみ、電報などはおびただしい数にのぼった。詩歌をよせた人もある。そのほとんど全部が、今日まで一まとめにして保存されている。

#### 四、贈位奉告祭、贈位祝賀記念会

贈位奉告祭と贈位祝賀記念会は、この年の七月十日に大阪中之島公会堂でおこなわれた。

このことについては、別にくわしく書く。

#### 五、惟準の死

このことがあって、十日後の七月二十日に、病床の緒方惟準がこの世を去った。六十七才であった。父洪庵の贈位のよろこびのなかで、自分は病床を一步もはなれることができず、贈位に関係あるすべての儀式に列することができなかった。

大阪の新聞は、盛大な洪庵贈位祝賀会の記事を書いたわずか十日後に、惟準の盛大な葬儀の記事をのせた。

#### 文献

緒方富雄『緒方洪庵の贈位記念碑建設の前後』（日本医学雑誌、第一四卷、第二号、昭和四十三年七月）

#### Summary

The author describes the circumstances and situations when the posthumous court rank was conferred to Koan Ogata (1810-1863) on June 8, 1909.

# 緒方洪庵の贈位記念碑建設の前後

緒方富雄

The Establishment of the Monument Commemorating the Conferment of the Posthumous

Court Rank on Koan Ogata

Tomio Ogata

## 一、贈位記念碑の計画

明治四十二年六月八日（一九〇九）に緒方洪庵（二八一〇—一八六三）に特旨をもって従四位を贈位せられたのを記念して、東京の駒込浅嘉町の高林寺にある洪庵の墓所に、碑をたてたいという考えは、贈位のと時からあったようである。洪庵の子緒方収二郎が賀古鶴所に書いたてがみ（後出）にこのことが書かれている。

別に書いたように、収二郎は、その年の六月十六日に東京の高林寺で贈位奉告祭をおこなうため上京したときに、碑文を森林太郎に書いてもらおうよう、大鳥圭介、池田謙齋の二人からたのんだようである。二人とも六月十六日の奉告祭に列席しており、森もその席にいたから、この交渉は、おそらく、この人たちが高林寺にあつまったときにあつたとおもわれる。

この贈位記念碑は、いまずぐというのでなく、明治四十五年（一九一〇）が洪庵の五十年祭をする年にあたるので、そのときにでもということであった。

ところが、贈位の年、しかも公式の贈位奉告祭、贈位祝賀会が七月十日大阪の中之島公会堂でおこなわれて十日たった七月二十日に、洪庵の嗣子緒方惟準（一八四三—一九〇九）が死んだので、年長の順からいって、実質的には収二郎が緒方家を代表するかたちとなった。

とかくしているうちに、明治四十五年に予定していた五十年祭もちかざいたので、さきの記念碑を実現させるため、収二郎から、森林太郎にもう一度たのむことになった。収二郎は、森と東京大学医学部時代からの親しい交際があった。収二郎は森の親友賀古鶴所にてがみを送って、自分からも森にたのむつもりであるが、賀古からもたのんでおいてほしいと書いてやった。収二郎は賀古とも親しかった。賀古は森と同級生であり、おなじく陸軍軍医の職にいた。

収二郎のてがみの日付はないが、明治四十五年一月早々であったと推定される（『鷗外』、第二号、二二ページ）。

爾来意外の御無音何とも申訳なし。昨年は姉八千代次に拙齋の二人病死。遂に兄弟皆失没。大に心ほそく相成申候。本年洪庵死後五十一年に候間、其の法事を営み度く、拙齋夫婦は冀待致居処、之に先だちたる遺憾の至に候。先年洪庵贈位の恩典を蒙りし節上京の際、森氏に贈位の碑文を大島、池田の二氏より依頼せられ、五十年祭の時建てたくと云事にて、尚数年も間之有候事故、野生も其後御願致さず罷在候処、已に本年に差迫り候間、近日森氏に右願上度存居候。貴兄若し同氏と御面会も在候はば、何卒御頼みおき願上候。（後略）

このてがみを見ても、賀古は収二郎の身辺のことをよく知っていたと考えられる。身内のものの消息が話題になるのは、実際の親しさを語っている。

てがみの最初に、昨年は姉八千代、つぎに拙齋が病死したので、兄弟はどうとう自分一人になったと書いている。八千代は洪庵の四女で、養子拙齋の妻、明治四十四年七月十九日（一九一一）に六十一才でなくなり、緒方拙齋（養子、吉雄氏）は、十二月十五日に七十八才でなくなったのである。拙齋は洪庵が文久二年八月（一九六二）江戸へ召し出されたあと、大阪での洪庵の医業をついだ人で、漢詩をたしなんだ。惟準なく、拙齋のないあと、収二郎はいよいよ緒方家の最年長者

としての役目をつとめることになったのである。

収二郎のてがみをうけとった賀古は、一月十九日付で森にてがみを書き、収二郎のてがみを同封して、収二郎の依頼をとりついで。

〔明治四十五年一月十九日賀古より森へ〕（「鷗外」第二号、二二ページ）

緒方収二郎より洪庵碑文之事を別紙のやうに申来り候。大鳥、池田の両氏より学兄へ碑文依頼の儀を申出しや否も寛東無く被存候。其材料等御手元にまゐり居り候やいか。御都合によりて収二郎へ申つかはす可く候。（後略）

森は、碑文のことを承知して、撰文の資料になるものを希望したようである。この請求は、森から賀古、賀古から収二郎と返っていった。さらに収二郎は本家の緒方銚次郎（惟準の嗣子で、わたくしの父）に連絡して、さきの明治四十二年七月の贈位祝賀会の際の書類を、直接千駄ケ木町の森の方へ送るように指示し、このことを賀古にしらせた。賀古はまたそれを森にとりついで。

〔明治四十五年三月一日 賀古より森へ〕（「鷗外」第二号、二二ページ）

洪庵先生贈位の書類は緒方銚次郎方に在り。直ちに千駄木へ送らすと収二郎より申し越候。

〔明治四十五年三月三日 賀古より森へ〕（「鷗外」第二号、二三ページ）

拝啓 緒方よりの書御覧に入れ候。（後略）

あとのてがみにある「緒方よりの書」はなにをさすのかあきらかでない。「書」はてがみのこととおもわれるが、銚次郎からの書類が、千駄木町へ直接いかずに、賀古の方へとどいたのかもしれない。「御覧に入れ候」とあるからには、それでないかもしれない。しばらく疑をのこしておく。

## 二、「追賁碑」の完成

森は、必要な資料をうけとったとみえて、三月二十八日には、もう撰文をおわったようである。それは「追賁碑」と名づけられた。森の三月の日記に（鷗外全集（岩波書店）、第三二卷、三二二ページ）

二十八日（木）。追賁碑記を作る。

三十一日（日）。緒方収二郎、同三郎来て碑文の事を話す。

これによると、収二郎がこのために上京してきたらしい。「碑文の事」とはどのような話であったか、わからない。ついで四月二十九日の日記に（鷗外全集（岩波書店）、第三二卷、三二八ページ）

二十九日（月）。碑文藁を日下部東作に送る。

とある。先月二十八日に碑文をつくってから、一カ月のあいだ、その原稿がどうなっていたのかわからない。森の撰文を書くのは書家日下部東作鳴鶴（一八三八—一九二二）である。

日下部鳴鶴の書ができて、森のところへとどいたのは、一カ月たらずあとの五月二十三日である。つぎの一連の資料は、この経過をよくものがたっている。

〔明治四十五年五月七日 賀古より森へ〕（鷗外、第二号、二六ページ）

拝啓 洪庵先生碑文鳴鶴揮毫謝礼事唯今緒方へ認めやり候。

〔明治四十五年五月八日 森より賀古へ（はがき）〕（鷗外全集（岩波書店）、第三三卷、三三七ページ）

拝啓一昨夜は御馳走に相成、奉謝候。緒方（洪庵ノナリ）石碑撰文出来、書は日下部鳴鶴に頼み置候。日下部へは謝礼を要することゆゑ、其事を御序に御申遣被下度候。五月八日 森林太郎

〔明治四十五年五月の日記〕（鷗外全集（岩波書店）、第三一巻、三三三ページ）

二十三日（木）。晴。日下部東作追賞碑を書して送致す。

二十四日（金）。晴。緒方三郎に日下部東作潤筆銭の事を申し遣す。

五月七日付の賀古のがみと、五月八日の森のはがきとのあいだに、事実の流れがなめらかでないところがある。森が「一昨夜は御馳走に相成」と書いているから、このときに追賞碑のはなしも出たであろうに。

日下部鳴鶴への謝礼のことが、しきりに出てくるのには、すこし異常のものを感ぜないではないが、そういうものであったのであろうとおもうよりほかない。

五月二十四日に、森が緒方三郎に日下部の「潤筆銭」のことを書いてやったのは、具体的な金額についてであろう。

さて、つぎに日下部の書を石屋（広羣鶴）にはらせる仕事がある。

この仕事は、おどろくほどはやくはかどったようである。その年の七月十日に高林寺でおこなわれた洪庵五十年祭には、建てられていたのである。

追賞碑の碑文をかがける。

#### 追賞碑

天保中洪庵緒方先生起家芸於大阪。授徒西学。前後從之游者盈三千人。先生雖專医而其聚学徒也。苟有欲読西書者則包容莫拒。不復問其所業為何也。迨王政維新百年競興。皆有待於人材。而當時率職司局者。則多出於先生之門矣。先生易簣之後四十有六年。於此朝

延褒揚前功。追贈從四位。乃書於石樹之墓側。名曰追貢之碑。盖以紀殊恩也。  
明治四十二年六月八日

從四位勲二等功三級 森林太郎 撰

正五位 日下部東作 書竝篆額

碑文に「明治四十二年六月八日」とあるのは、贈位の日である。建碑の日は、公式には明治四十五年七月十日（一九一  
二）とすべきであろう。

### 三、高林寺における洪庵五十年祭

追貢碑もできて、明治四十五年七月十日（一九一二）午後二時から、高林寺で洪庵五十年祭がとりおこなわれた。東京  
医事新誌（第一七七七号、一六二一ページ、明治四十五年七月二十日発行）は、つぎの記事をかかげている。

#### 故緒方洪庵氏五十年祭

本年は恰も我邦文明の先覚者、蘭医学の泰斗緒方洪庵先生の歿後満五十年に相当するを以て緒方一家の人々相諮り去る十日午後  
二時より其の菩提寺なる本郷区駒込蓬来町高林寺に於て厳肅なる五十回忌祭を執行したり、来会者は花房義質、池田謙齋、今村有  
隣、石坂惟寛、明石弘、足立寛、北尾漸一郎、本山漸、田代義徳、坪井正五郎、福沢一太郎（代理）、菊池大麓、三浦善次郎、森林太  
郎、賀古鶴所、吉田牧吉、深瀬貞一等の諸氏にして同三時高林寺住職田中惟喬氏以下七名の僧侶は本堂前に於て読経を開始す、仏壇  
の正面には為花陰院殿前法眼公裁文肅居士五十回忌供養塔と記せし塔婆を横へ幾多の供物を備ふ、読経終るや緒方銚次郎氏以下一族、  
参会者一同の焼香あり、夫より境内なる洪庵氏の墓に詣つ、侍医兼督学法眼緒方洪庵之墓と記したる大碑の後には、特に五十回忌祭  
を行ふにつきて建設されたる森林太郎の撰文、日下部東作の書になりし大石碑あり、斯くて四時全く式を終りたりといふ

ちなみに洪庵の忌日は六月十日であるが、当時便宣上七月十日にずらせていたのである。

この日（七月十日）の森林太郎の日記を見ると（鷗外全集（岩波書店）、第三一卷、三四二ページ）、森が五十年祭に列したことが書いてない。しかし、この日は森が追責碑の撰者として出なければならぬはずである。午後のひとときをあげるように調整したと見られなくてもない。一方、もし碑文の撰者が欠席したとすれば、報道記事のなかに出てきてもよさそうにおもわれる。おそらくこの記事のように、森林太郎は賀古鶴所とともに列席したのであろう。

〔明治四十五年七月十日〕（鷗外全集（岩波書店）、第三一卷、三四二ページ）

十日（水）。薄曇。午前軍医学校の卒業式あり。標本室を観る。豊川良平を三菱銀行に訪ふ。齋藤雄助を新橋に送ることを山田弘倫に囑す。兎玉和三郎来て朝野寅四郎の事を問ふ。田代倫来話す。支払日を返戻す。街道を永井壮吉に送らしむ。

#### 四、追責碑と森林太郎

追責碑のできあがるまでに、撰者の森林太郎はもとより、賀古鶴所も一方ならぬ世話をしたことは、このたびのしらべで、はじめて具体的にわかった。

この時代は、森鷗外の文芸活動がさかんであったところで、多くの短編小説のほか、*Vita sexualis* を公表して物議をかもしたりしている（明治四十二年）。また「雁」が出たのが明治四十四年であり、「ファウスト」の翻訳ができあがったのは、明治四十五年から大正二年にかけてである。

森の日記によると、洪庵が贈位せられて、大臣にあって謝意をのべた明治四十二年六月九日に、*Vita sexualis* を書きあげている。

また明治四十五年三月二十八日、追責碑の撰文がおわり、三月三十一日に緒方収二郎、三郎と碑のことを話したという日に、富山房の楠山正雄がやってきて、ファウストの出版のことをはなしあっている。

## 五、関東大震災と追責碑

大正十二年九月一日（一九二三）の関東大震災のとき、追責碑はまえにたおれて、正面から見て右上の隅がかなり大きくかけた。さいわい碑文にはかかっていなかったの、よく復元できた。

## 六、高林寺の洪庵等の墓の移転

昭和十一年六月二十二日（一九三六）高林寺の洪庵の墓のある区域は、周囲の区画整理にともなう道路拡張のため、その位置を寺内の他の御所へ移した。追責碑もともに移転したのはいうまでもない。このときのこと、わたくしの「緒方洪庵墓の移転」（緒方富雄「蘭学のころ」五〇五―五一九ページ、または「中外医事新報」第一二三九号、昭和十二年一月）にくわしく書いてある。

## 七、洪庵百年祭

洪庵の五十祭は、上述のように明治四十五年（一九二二）におこなわれた。洪庵の没年は文久三年（一八六三）である。ところで百年祭は昭和三十八年（一九六三）におこなわれた。西洋式にかぞえたのである。

この百年祭は、その四月大阪でひらかれた第十六回日本医学会総会の機会に、想像もできなかった大きな規模な構想とで、大阪でおこなわれた。この企画は、総会会頭今村荒男博士の推進によるものである。

文献

緒方富雄『緒方洪庵の贈位とその前後』（日本医史学雑誌 第一四卷、第二号 昭和四十三年七月）

追記

昭和四十三年六月十日（一九六八）、追責碑を洪庵の墓に向って右側背後に移した。そして墓所全体を整備し、あらたに洪庵の略伝と墓歴をしるした石をすえた。このことは別に報告する。

Summary

The author describes the circumstances when the monument commemorating the conferment of the posthumous court rank to Koan Ogata (1810-1863) was established on July 10, 1912.

# 大正三年の「所謂伝研移管問題」について 其ノ三

虎の門病院神経科 安 藝 基 雄

Situations of the Transference of the National Institute for Infectious Diseases  
in Tokyo from the Ministry of Home Affairs to the Ministry of Education in  
1914. Part III

Motoo Aki, M.D.

Department of Neurology,

Toranomon Hospital, Tokyo.

## (5) 長与又郎

医学部出身で東京帝国大学総長となつたのは、今日まで長与又郎一人のみである。学者として誠実重厚な為人とともに、果敢実行の武士的気魄と勇気をかね備え、よく内外の信望を集めたことは、広く知られたところである。最近でも内村祐之は、「名だたる愛国の士で、また負けず嫌いの性分だつた。」と述べ、「彼は技巧や術策の用いられるような人柄では決してなかつた。剛毅、淡泊で、正直、公平、真理に対する熱情の持主であつた彼に、おのずと衆望が集まつたのである。」と評している。この一面は伝研移管問題においても十分看取し得るところであり、北里と青山の間にあつて至難な斡旋につとめ、大学ひいては移管後の伝研の進路に積極的な役割を果たした点は高く評価さるべきであらう。

ここでしばらく長与伝の述べるところを聞こう。十月十日青山の自室に招かれ、「何とかして北里博士以下が、移管と一緒に文部省に転じてくれるようには出来まいか。」との斡旋を依頼された(資一九)とき、「一切は自分個人として」すべてを長与の意志にまかせるならば、「北里博士の決意が、どの程度のものであるかをたしかめて来ませう。」と答えたが、公式の学長代理として北里に会うことは肯じなかった(前述)。長与は北里と公私に深い関係があり、おそらく北里の心情に深い理解を持っていたと信ぜられるが、その反面、もっともきびしい批判的立場をとったとも考えねばならぬ理由がある。

博士はまた、現在北里側と対立の立場にある大学の一員でもあった。その因って起った原因はともあれ、公人としての博士に、国家の命ずるところは厳として動かすべからざるものであった。同時にまたその仕事の上から云っても、北里博士にとって伝研が生涯の居城であったならば、大学はまた博士にとっての退くことの出来ない唯一の城砦でもあった。博士はこの問題に対しては、個人としての自分と、大学教授としての自身との間に少なからぬ内訌を覚悟に違ひあるまい。しかし、そんな時に遅疑逡巡している博士では勿論なかった。事既に、畏くも、勅令をもって発せられたことであつてみれば、とるべき道は一つしかなかった。ただこの上は、北里博士の将来に可及的満足の道を見出すことのほかに手段はなかった。(長与伝)

長与伝のこの記載はもちろん長与の意見そのままを記したのではない。しかし、彼の日記に準拠したかぎりにおいて、その見解をかなり忠実に再現したものと見て大過ないであろう。「名だたる愛国の士」であつた彼にとって、「畏くも勅令をもって発せられた」以上、「厳として動かすべからざるもの」であり、もはや「遅疑逡巡」すべき問題ではなかった。もちろん、長与伝が昭和十九年、今次大戦の末期に出版された事情を考慮すれば、その措辞に戦時下の空気に影響された傾向がいちじるしいのは酌量すべき点であろう。しかし少くとも大学人としての長与が、勅令による伝研移管を無条件に是認したうえに立って行動をとつたのは明らかであり、北里に進言した三つの案も、単に北里の将来に「可及的満足」の道を見出すための提言にとどまった。従つてこの場合もつとも困難な第三案を北里がえらび、私立の研究所を設立し

ようとしたのであるから、長手はその「唯一の城砦」を自らの手に確保しながら、北里をして「生涯の居城」たりし伝研を失わしめる結果を招いたこととなる。この点については長手にも「少なからぬ感情の内証」があった。もしこれをさらに深くつきつめて行ったならば、移管そのものは是非にまで考え及ばなかったはずはない。しかしながら彼はついにここまでつきつめて考えることなくして終ったと評してもさしつかえないであろう。「畏くも勅令を以て」云々の言葉は、のちに政治家のもたらした妥協案に対し長手が強く反対した際の叙述にも用いられている(資六八)。

天皇制国家であつた当時の歴史的条件下に身を置くことなしに、この言葉の是非を論ずるのは、もちろん問題があるであらう。しかしながら長手と同じ時代にも、勅令に対する批判の存在した事実を指摘することは決して無駄ではあるまい。

勅令とは、明治憲法における天皇大権に基づき、天皇の命令として國務大臣の補弼のみにより、議会の審議を経ないで制定される立法の形式である。従がつて天皇の宗教的政治的權威が確立するに伴い、勅令もまた抗すべからざる權威を帯び、國務大臣の補弼の如何によつては、しばしば少なからぬ弊害を招くに至つた。伝研移管に先立つことわずか二年、大正元年十二月、西園寺内閣総辭職に端を發した、いわゆる憲政擁護運動のさなかで第三次桂内閣が生まれ、桂が「玉座を以て胸壁となし、勅令を以て彈丸に代へて政敵を倒さんとした」(尾崎行雄<sup>3)</sup>)ことは有名である。このさい、尾崎は「勅語であろうとも何であろうとも、凡そ人間の為す所のものに過ちが無いと云ふことは言へないのである」と言ひ、すべて<sup>4)</sup>の詔勅に対し國務大臣がその責任をとるべきことを主張した。また犬養毅が「天下の公党である政友会は、たとへ勅命といへども黨議を変へるべきではない。」と述べたことは忘れられてはならぬ。詔勅あるいは勅令そのものも批判の対象とせねばならぬことを、相次ぐ彈圧の中で一部の政治家は自覺せざるを得なかつた。これこそは日本の政治的近代化のためには是非とも越えねばならぬ一つの壁であつた。この批判精神がそのままを結び得たならば、わが国政治の眞の近代的脱皮もあながち不可能ではなかつたであらう。事実昭和二年、法学者美濃部は「詔勅を非難することは即ち國務大臣の責任を論議する所以であつて、毫も天皇に対する不敬を意味しない。」と断言することをはばからなかつた。しかしながらこれ

らの貴重な自覚の芽も、次第に激化した天皇制ファシズムの下に圧迫され、天皇の宗教的政治的権威の呪縛からの解放は、敗戦という未曾有の国家的悲運の結果としてのみ日本にもたらされたのであった。

これと対比して長与の言動をふりかえると、少くとも長与伝の伝えるかぎり、長与のごとき真に尊敬さるべき医学者においてすら、勅令の名に象徴される天皇の権威が、抗しがたい力をもってその言動に大きな限界を画していたことは否定すべくもない。まさにこれは当時の官学アカデミズムを内側からいろどったイデオロギーであって、すでに国家権力に対する自由な根本的批判を許さぬものがあつたとみなければならぬ。

長与は昭和九年より東京大学総長として文字どおり多事多難の四年間をすごすこととなるが、彼の態度は一貫して変らなかつた。法学者美濃部達吉あるいは経済学者河合栄次郎のような「リベラリストの学者、そして自分自身がその学説の故に迫害を受けねばならなかつた研究者においてすら、国家、皇室、国体等の名に象徴せられる天皇制の権威が、絶大な力をもって学問の自由に大きな限界を画していた」時代であつたから、医学者であり「名だたる愛国の士」長与が、この限界を越えられるはずはなく、勅令を無批判に受け入れざるを得なかつたのもやむを得ぬところであろう。彼の傾向は、その後の二三の具体的事例の中にも明瞭に看取されるのである。

たとえば、長与は「国家の最大式典に学府として最高最大の恩遇を受け居る東京帝大が、何等の祝意を表せぬことはない」（日記）とて、学内における相当数の反対を押し切って、昭和十一年の秋に、紀元節、天長節、明治節の三大式典実施を決定し、翌十二年の紀元節より全学の職員学生を大講堂に集め、国歌二唱、勅語奉読、奉拝の順序で実施した。また学生の靖国神社参拝を慫慂し、南京陥落、武漢三鎮攻略等の際には、全学的祝賀式典を催して、宮城及び靖国神社参拝後の大行進も行わせた。<sup>(9)</sup>軍国主義がたかまり、自由主義的な思想に対する弾圧の気運が急速に深まりつつあつた時点における総長長与は、「大学の自治を守るといふ自覚のはなはだとほしかつた人のようである。」<sup>(10)</sup>という批評の出るのもまたやむを得ぬとせねばなるまい。

昭和十二年文部大臣木戸幸一の要求に屈して経済学部教授矢内原忠雄に辞職を求め、昭和十三年文部大臣陸軍大将荒木

貞夫の大学からの人事権奪回を企図した大学改革案に対し、大学側が結束して抵抗した際にも、長与が事からの重大性を十分に理解せず、「文部大臣がそういうことをいいたした以上は、一応それを了承して改正案を考えるんだ、というような態度」(田中耕太郎)と評されるに至ったのも、ゆえあつてのことと考えるべきであらう。伝研移管の際の長与の態度も、おそらく根本的にはこれと異なるものではなかったであろう。しかもこの場合事態は全く逆であつて長与は医科大学長青山の強力な支柱であり、結局は大学派の積極的な推進力の役割をはたしたと見なければならぬ。

伝研移管問題が大きな社会的政治的問題となつたのは、十月十五日の新聞報道(資二八)以後のことであるが、やがて政友会某が、「血清痘苗分ダケ北里博士私下ヲ而シテ研究所丈大学へ合セルカ」の妥協案(資六六)を持ち出した際の長与の態度は印象的である。一時は一木も青山も事態の紛糾にいささか逡巡した中であつて、林春雄とともに長与は強硬に目的貫徹を主張し(資六九)、山川健次郎総長はじめ青山他の大学側をあくまで当初の勅令どおりに進ませる原動力となつたのである(資六八)。ここでは「負けず嫌いの性分」、剛毅果断といわれる性格がよく發揮され、同僚の信望を集めたゆえんもおのずからうなずかれる。しかしそれがあくまで勅令をてことして動いている点を見すごすわけにはゆかないのである。

同時に、「伝染病研究所を何故二分するのか、我国最高の学府である大学に、単独でこれを経営することが出来ないといふのか。」(資六八)の一節もまた、軽々に見すごされてはならない。「我国最高の学府」とは、長与も言い青山も言った。しかしいかに気負つてはみても、伝研を単独で引き受け経営することは、事実としてついに当時の大学にはなし得なかつたのである。

すでに鷗外の項で触れたとおり、「血清を引受けるものがこちらにない、緒方は出来ぬといふので青山もハタと困つた」(資六四)のが実情であつた。北里一門の辞職が明らかになると、大学側はやくも青山、賀古、鷗外の線を通して対策をねらなければならなかつた(資一八・二〇・二五等)。しかし「今更ドーすることも出来ぬ。」これが如何ともなしがた実情であり、「ソコで陸軍から君達を出すことにしたのである」(資六四)。なぜ大学に人がないのか、この期に及んで

なぜ軍から人を出さねばならないのか、という問題にはここではまったく触れられていない。当時の大学及び軍医の中樞の多くが東大出身者で占められ、相互に親しい交わりがあったのは事実であった。

すでに述べたように軍医総監森鷗外の動きは早くから具体的積極的であった。しかも西沢がはじめて鷗外から血清製造の命を受けたのを十月末としている(資六四)ことからもうかがえるように、鷗外ひいては軍が早くからこの問題に関与した事実を極力秘匿し、最後に万やむを得ずして動いたごとくにとりつくろわれている点をいながたいのは注目すべきであろう。これはおそらく大正の政変以来の憲政擁護運動の余波がなお消えず、軍に対する批判のきびしかったことを恐れての配慮ではなかったか。あるいは大学の面目を保つために大学派がとらざるを得なかった本質的な姿勢だったのであるか。

これについては陸軍部内に若干の批判のあったこともおそらく事実であろう。

研究所後継職員に就いては、青山学長が文相に対して始めより約束ありしと聞く、今に至りて之れを我が陸軍に需むるは極めて卑怯なるのみならず陸軍として毫も之れに応ぜざるべからざる理由なし……現役軍医を挙げて軍政と全く関係なき行政方面に赴かしむる如きは、軍医制度の根本を破壊し軍政を紊乱し、延いて軍規の頹敗を来すものにして国家の為め深憂に堪へず(某軍医談、「日本之医界」、大正三年十一月五日)。

また議会できびしい追求を受けたことも見すごせない。

「而も其の後任所員を物色するに方りてや、陸軍に助力を求め現役の軍医を拉し来りて同所の技師たらしめたるが如きは当局者の声明せる所と表裏も亦甚しく醜陋を極めたるものと云ふべきのみ。」(八木逸郎質問演説、「日本医事週報」、大正三年十二月十九日)

しかしながら、

この三氏(西沢、八木沢、城井)は共に嘗って陸軍省より細菌学研究の為に、伝染病研究所に派遣せられたることあり、従つて北里博士とは実に師弟の関係あるものなり、青山派は陸軍より此三人を得て大に喜びたり。喜べるは道理な

り。蓋し此三人は上述の如く研究所出身なるが故に之を拉し来りて、至難にして実は大学の先生に出来ざる問題の血清及び痘苗製造の任に当らしめ、別に大学よりは青山腹心の者を派遣するも、之には血清及び痘苗製造の事に与からしめずして、万一痘苗血清に失敗せば其の罪を大学派遣にあらざる陸軍々医に帰し、他日の非難に対して、これ北里門下なる陸軍々医の失態なりとなさんとしたるなり。(前掲誌)

に至っては、いささかうがちすぎて却って真实性に乏しい意見であろう。

いずれにせよ軍の援助なくしては伝研移管が重大な破綻をまぬがれなかったであろうことは疑いの余地がない。しかも当の西沢すら「当時総ての仕事は未だ其緒に付いた訳ではなかった。自分が外国で見聞した様にやるには尚ほ幾多の改善を要するものがあり、此儘では毒素も血清もとても出来そうには思はれなかった。然も何れも皆急を要するものであった。」と述べているほどである(西沢懷旧談)。「我国の最高学府たる大学」、これは当時の官学アカデミズムの誇りであり自負であった。この矜持とそれに支えられた精進によってわが国の学問が発展してきたのは事実であろう。しかし国費でまかなわれ、十分の設備を与えられ、高い官位と給与を保証された大学が最高水準であるべきは当然であり、それはむしろ本来は国民に対する義務として理解されるべき事からであった。それが天皇制の権威を背にした官僚的特権意識として官学出身者の頭脳に定着したところに明治の時代的性格があったと見なければならぬ。少くとも結果的に見れば、大学は学者としての北里に謙虚にふるまうすべを知らず、長与もまた、北里に対するもつともきびしい批判者の一人として行動したというべきであろう。

## (6) 北里柴三郎

### 丁 北里の辞職

閣議の伝研移管決定の報道は、十月五日(資九)ではなく、十月六日の新聞紙上(資一〇)にはじめて見出される。北里

の弟子北島が、北里から、大隈に呼ばれて閣議決定を伝えられたことを聞いた(資一)のも同じ十月六日であった。大隈と北里の面会がやはり十月六日であったかどうか、少くとも新聞報道以前と考えたいが、後に改めて触れるように、十月二日に青山、十月三日には内務次官、ついで衛生局長がこの決定を伝えられている(資六)のに対し、最大の当事者責任者たりし北里が、もっともおかれて消息に接したことはほぼ確実であろう。北里は事前に相談を受けなかったばかりでなく、決定の通知までがこのような状況で行われたのである。

この点については、その後一木文相はたびたび弁明をくり返した。

抑行政整理に必要な点は、その実行前に於て世間に其一端の洩れざることである。此意義に於て予め当事者たる北里君にも内示の自由を得しめなかつたのである。首相の苦心も茲に存する。(医海時報、十一月七日)

伝染病研究所を文部省に移管したるは……単に経費節減のみならず行政整理の精神より云ふも行政上の職司を正し或る部局を改廃して之が所轄を統一するは已むを得ざることなり其部局を担任せる者の眼より見れば勿論現状を維持せん事を望めるが故に常に其改廃に不同意なるは明らか也而かも斯る情実に拘泥せば行政の整理は最初より一も之を行ふ可らず即ち部局の改廃人員の淘汰は部局担任者の意志の如何に拘らず之を断行せざる可らず。(医海時報、十二月五日)

弁明そのものは筋の通らぬものではない。伝研移管は行政整理の一環にすぎないことは江木も強調したところであった(塩沢香)。また政府が北里あるいはその弟子たちに代るべき後任の人事を、当初は全く考えていなかったことも、事実として指摘しておくべきであろう。その点では青山が紛糾を予想しなかつたと同じく、政府もまたこれを予想しなかつたと言つてさしつかえない。大隈は北里らから感謝さるべきとさえ考えていたのであった。

問題はむしろ行政整理としてすべてを割り切つて考えた一木らに対して、北里の自覚が根本的に異なる一面を持つたことであり、大隈の言う学問尊重が真実ならば、当事者はこの一面を無視することはできなかったはずである。すなわち北里は単に行政官僚の一人たるにとどまらず、政府の外に独立して學術の研究に従う学者としての矜持をどうしても捨てることのできなかつたのである。これについて青山、長与他大学の錚々たる学者が、十分な理解も同情も示し得なかつた。

たことは、まことに意外というほかはない（後述）。

大隈よりこの話を聞いた北里が、表面的には冷静をたもち一考を約して別れたのが事実としても、胸中は憤怒に煮えたるほどであったのは当然であろう。「必ず運動している人があるであろう。」（資二）の言葉がとっさの間に口をもれたのも無理からぬところである。しかし北里は具体的には「大学ノ青山が大隈ヲ動かセルナリ。」（資一五）と解したのであり、後にも「青山からこういう仕打ちを受けるとは信じられない。」と述懐したこともあるほどに、ついにこの観念から抜けられなかったと察せられる。一木文相が青山との直接対談をすすめた際、北里が一蹴してかえりみなかった（資三）理由の一端もここにあったのであろう。

北里の辞職の決意は、大隈より移管決定の通知を受けた直後すでに固められたと判断される。十月七日後藤新平を訪問した際、「文部省に行けと言うならば、行ったっていいじゃないか。」とすすめられもした（資一四・一五）が、逆に「有金ヲ以テ独立スル話ヲシテ」（資一五）後藤の賛成を得ていることも一つの傍証となろう。しかし実は早くも明治二十六年、文部省が伝染病研究所を東京帝国大学内に創設する案を議会に提出した際、衆議院予算委員会の文部省予算主査であった長谷川泰の質問に対し、北里が大要左のごとき返書<sup>95</sup>を呈し、文部省所轄の研究所には断じて入らぬと、かたい決意を吐露しているのは改めて注目せねばならぬ事実であろう。

伝染病研究所ヲ文部省ニ於テ設立セラルル云々ニ候得共、小生ハ右文部省所轄ノ伝染病研究所ニ入り業務ヲ執ルコトハ到底出来不申、否小生ノ好マザル所ニ候……。因ツテ如何ナル方法ニ相成候共、小生ハ文部省所轄ノ伝染病研究所ニ入り研究スルコトハ断ジテ御断リ申上候……。文部省ニ関係ナキ独立ノ研究所ニアリテ他人ノ喙ヲ容レサセザル、即チ小生ノ思フ如ク研究ノ出来得ル場所ニテ独立ノ業務ヲ執リ度所存……

これが長谷川宛の私信であったか、予算主査に対する公式の返書であったかは明らかでないが、長谷川はこれを予算委員会で朗読し、時には揶揄<sup>96</sup>の言辞を弄して結果的に文部省案を否決させ、私立伝染病研究所補助費の建議案を成立せしめたのであるから、大学側が切齒扼腕したであろうことは想像にかたくない。しかも長谷川より北里のほうがその憎しみを

一身に受ける結果となつたのも、まことにやむを得ぬことである。

鷗外(四)の「傍関機関」にこの際の大学側の考えをしのばせるつぎの一節がある。

「……第二の笑ふべき人種をば、今の医中の老策士となす……。偶北里氏の帰れるに逢ひて、忽ちこれを迎へて親友と喚び做し、これが声名のために幹旋し、これを藉りて或る学問的「インスチチオン」を攻撃する具となし、我國の名誉ある使者となりて独逸に遊びし或る人人に玄関ばらひなどといふ汚名を被せ、人に向ひては今こそ我党に北里氏あれ、他の少壮学者能く何事をか為さんと威張りたり。是に於てや、北里氏は反動の波に乗り来れり……。今より後北里氏にして、まことに老策士が非学問的動作を助け、反動の波に漂はんか。北里氏は其半生の事業に負いて、次第に学者たる価を失ふべければ、余們が眼中唯一の偽学者を増さんのみ。」

文中の「或る学問的インスチチオン」が東京帝国大学、「老策士」が長谷川泰を指すことは明らかであるが、予算委員会での長谷川の演説は、鷗外の文から想像されるよりははるかに委曲をつくしたものであった（「北里伝」）。しかし大学を重しとする鷗外には何とものがまんできなかつたのであろう。このときすでに鷗外は北里を反動の波に乗った学者とみているのであり、後年伝研移管に際し、鷗外がかけて積極的役割をはたしたゆえんも十分うなずかれるのである。

北里と大学の関係はそれだけで十分検討を要する医学史上の一問題であるが、北里が帰国のすぐ翌年に、すでに大学に對してこうまではげしい態度を示した理由はなにか、北里が長谷川らの「反動の波に乗った」のではなく、逆に長谷川はただ北里の意見に従つたにすぎないとみられるのはなぜか、この疑問にはさらにもう一つの疑問をもって答えなければならぬ。帰国当時の北里、世界的学者として令名噴々たりし北里を、大学派はなぜあのように冷たくあしらつたのであろうか。

北里は学生時代から非常に世話好きで、同盟会などというものを作り演説討論をやったりしたが、成績はとくに目立つほどでなく、将来世界的学者になろうとは大方の人は考えなかつた。この意味で北里を「本当に見抜いた人は少なかつたのではないか。」「先生が外国から帰られて伝染病研究所を作られた当時、所謂大学派との軋轢を深くされた一つの原因も

此処にある。」と高木友枝は述べている。<sup>18)</sup>

祖国を思う一念からケンブリッジ大学、ペンシルヴァニア大学その他の礼を尽した招請に応せず帰国した北里は、「意外にも色々の逆境に立った」(下瀬謙太郎)。<sup>19)</sup> その中心はほかならぬ大学派の敵意にあったのである。<sup>20)</sup>

帰国後しばらくのあいだ北里が置かれた境遇には同情すべき点が多い。顕微鏡さえ使うことができず、勤務先の内務省には衛生試験所があったが、コレラや結核はここで扱かうわけに行かず、大学にも交渉したが、「色々都合があつて一室たりとも貸すことができない」と返答された(高木友枝―北里伝)。当時大学には細菌学を扱かうものとして衛生学講座があり、教授は緒方正規で、北里が在独中にかつての同僚であり先輩でもある緒方の脚氣細菌説を批判したことが、「子弟の道を解せざる者」として、時の大学総長加藤弘之の心証をそこない、たかが内務省の一官吏が、一国の最高学府の教授の業績を批判して恩義をうらぎり、国の名誉を傷つけたとして、大学派の北里冷眼視の一つの機縁となつたことはよく知られるところである。<sup>21)</sup> しかし原因は決してこれだけではなかつた。

明治二十三年、コッホのツベルクリン発表に際し、東京大学は佐々木政吉、宇野朗、山極勝三郎の三名を派遣してこれを学ばせようとした。たまたまコッホの許には北里がおり、その留学期間の延長をコッホが熱心に斡旋していた矢先であつたから、コッホは日本政府の措置を怒り三人を謝絶したのであつた。<sup>22)</sup> 北里の留学はすでに五年に及び、前年の明治二十二年には破傷風菌純培養に成功し、二十三年には「チフテリー及び破傷風の血清療法に就いて」の研究が、北里とベーリングの名で行なわれるなど、研究実績は顕著である。しかるに文部省も大学も少くとも公の立場においては、北里の人とその業績を無視し黙殺するとき態度に出たのである。

明治二十七年の香港ペストの際、青山北里の帰国歓迎会を大学で行おうとしたとき、「教授の間には之れには不賛成の人があつて、医科大学で催す歓迎会に北里を入れる必要はない。之れは全く別のことだ。」の意見がしきりに伝えられ、しかも「実は思いがけない人々が強硬な意見を持って居た」(下瀬謙太郎)これも大学に潜在した北里に対する反感と官学意識を如実に示す挿話であらう。

北里が世界をリードしていたドイツに学び、その中でも医学の最尖端にあった細菌学をコッホについて修めた前後七年にわたる留学期間は、当時としては異例の長期であることを改めて指摘しておきたい。普通の官費留学は二、三年が多く、緒方正規も実質上四年の期間であった。しかも当時の留学生が上司の指示または自分の都合で、留学先、留学の目的、修学の内容を易々として変更した例が少なくなかったにもかかわらず、北里が上司石黒忠恵の直接の指示に真向うから反対し、細菌学から衛生学（コッホよりペッテンコオフェル）に転じることを断じて肯ぜず、七年間をコッホ一人の許に終始したのは、決して傲岸不遜な性格によるとは解しがたく、彼の師に対する純粋な傾倒とともに、学問的自覚が当時としては衆を抜いていたと考えるのが妥当であろう。

明治初期の海外留学生は大学の研究室に入っている学科の専門的研究に没頭するわけではなく、聴講と実習が主体であった。鷗外のドイツ留学も、まずライプチヒに行きホフマンに就き、ついでドレスデンに転じロートに、ミュンヘンに移りペッテンコオフェルに、さらにベルリンに行きコッホに学ぶというように、四年の留学期間中を各処に転々としてゐる。帰国後戦斗的啓蒙の筆陣をはった明治二十年代前半についても、実質的な医学研究に没頭する一面に乏しく、七年の留学期間を純粋な実験的研究に専念した北里とは、かなり異った行き方であるのは否定できない。これは大学派と北里派の相違を検討する上に忘れてはならぬ観点の一つであろう。鷗外が実験に熱心であったことは知友から指摘されており。（河村敬吉、「若き鷗外の悩み」、一四二頁。現代社、昭和三十三年）、この点では鷗外は不遇の道を歩んだと見ることもできよう。留学生の中には、毎日ただ教授の講義を聞けば、それで留学の義務が済んだとする者もあった。そして帰国すれば大学教授や病院長の栄職が待っていたのである。これに比し、七年間一貫して実験医学の道を迷わず歩んだ北里が、不遇をかこたねばならなかった運命の皮肉さから受ける印象は鮮烈である。彼自身を結果的には不遇の道に追いやった学問的立場、科学的批判精神について北里は後につきのように語っている。

「……時に或は学術上に於て先生と意見の衝突を来たした事も有りまして、先生の尊厳を冒し奉った事も御座います、之は学術上の事で、正々堂々所謂君子の争でありますから、その間一点の私心も挿まぬといふことは、雅量海の如き

先生の夙に御諒承あらせらるることと思ひます。斯の如きことは學問に忠実なる真正の研究者にして始めて之を敢て為し得るのであります。彼の學術研究の何物たるかを解せず、随て意見なく、徒に他人の説に雷同附加する輕躁浮薄の輩、若くは表面は服従を粧ひ裏面にて其の事業を悪口するが如き者、総じて所謂曲學阿世の徒は決して斯の如き趣味を窺ひ知るものでは御座いませぬ。私はかく確信致すのであります。學問上の事に於ては、或は先生に向つても尚反對の意見を申述ぶることがあるも、之は挾なきことと申すより、寧ろ純真な學者に於ては当然のことに属します。<sup>20)</sup>

これは明治四十三年、北里が緒方の教授在職二十五年祝賀の席で門弟代表として述べた祝辭の一部である。北里はドイツ留學當時からすではっきりとこの立場を自覺していたが、これはやはり七年にわたつて生活した西歐の精神的風土と、恩師コッホや兄弟子レフレルの指導、あるいは他國の研究者との接觸などによつて目覺めさせられた精神であり、また帰國後のげいしい學問的論争によつて、さらにきたえられ深められたものであろう。この祝辭中で緒方の業績の眞の意味を、わが國に實驗醫學をもたらし後進にその方針を示した点にあると指摘したことは、事実上の論敵に対してなお冷靜な學問的認識を誤らなかつたものとして人を打つものがある。しかし、當時の東京帝國大學は「國家ノ須要ニ応ズル學術技芸」の研究教導を目的としており、「國家」が天皇制という歴史的条件をもつかぎりにおいては、高度の専門的學識を要請する一面では、科學的學問的批判精神をやしなう場所とはかならずしもなり得ず、官學アカデミズムの中の「最高學府」という技芸がたい特權意識が、医科大學全体を支配し、他の批判を虚心に受け入れる謙虛さはほとんど見出すことができなかったといえよう。

もし北里の帰國當時、大學がその學問的業績を卒直に認め、虚心に彼を遇したならば、「我國の最高學府」たる大學にとり、北里こそまず迎へらるべき學者であつた。そうであれば伝研は必然的に大學の中にこそうまれたであらう。事實は然らずして、大學は冷たく北里を容れず、教授らはみな北里を敵のごとくに考へていたのである。皇室の恩寵をも受け、七年の長期にわたる留學中も一貫して實驗的醫學研究の本道を踏み、世界的業績をあげて、當時余人の受け得なかつた名譽教授の称号をも授けられて歸國した北里に対する大學派の嫉視とまでは言うをはばかるとしても、ここに現代に及ぶも

なお完全に払拭されたとは言い得ぬ、官学の特権意識とセクシヨナリズムが露呈されている。

学問的には少くとも孤立無援、わずかに福沢諭吉、長与専斎、長谷川泰、後藤新平らの理解と支持にはげまされ、ついに私立伝染病研究所に拠って辛うじて開拓したいばらの道——わが国における防疫事業が政府や大学の手によらず、一人、一私立研究所によってひらかれた事実<sup>62</sup>に心打たれぬ者はないであろう。

伝研が明治三十二年国立になったというのも大学とはまったく無縁である。むしろ学界においては、大学はつねに共に天を戴かざる仇敵のごとく行動した。ペスト菌に関する、あるいは竹内某にまつわるコレラ菌に関する、明治医学史をいるどころこれらの論争も、ときには裏面に人間的憎悪をさえ疑わしめる、いかにも不明朗な印象を与えるのである。(学説が異なれば学派の争いがおこり、それが忽ち人身攻撃となり、世人の目をそばだたせる罵言の応酬となる。何れの側にも、偏狭な封建的気風の残存せることを疑わしめるに足りる。)

創立以来すでに二十余年、伝研の業ようやく定まるときになって、忽然として移管となり、北里が学問の神聖、学者の権威をおかすものとなし、ついに耐え得ずして憤然と職を辞したことは、その情察するに余りある。したがって三島樞軒が、「北里の誤謬は伝研が私立より国立になることを了承してその所長になった点にある」と指摘したのは、一面の真理を伝えるものであろう。すでに官立であれば北里が官吏として公けの制約を受けるは避けがたく、「他人ノ啄ヲ容レサザル、即チ小生ノ思フ如ク研究出来得ル場所ニテ独立ノ業務ヲ執ル」こと自体が官紀紊乱と評されるのもまたやむを得ぬところであろう。

当時は北里のいう学問の独立、自由、あるいは学者の尊厳を誇大の言としてあざわらうものもあり、北里の辞職を官吏の義務に反すると非難する声もあった。これに対しては伝研移管からほど遠からぬ明治三十八年の戸水事件を想起することができる。当時、「大学教授モ亦一ノ官吏ナリ。官吏ハ其ノ政府ニ忠実ナルベシ。官吏ニシテ政府ノ行動ヲ非議スルモノハ官吏ノ義務ニ反スルモノナリ」という俗説に対し、美濃部達吉は強く反駁して「大学教授ハ為政者ニ非ラズ、又為政者ノ層僚ニ非ラズ。政府ノ外ニ独立シテ学術ノ研究ニ従フ者ナリ。為政者ノ一人タリ、又少クモ為政者ノ属僚タルモノナ

ラバ、政府ノ方針ハ宜シク一途ニ出ヅベク、其ノ間ニ意見ノ齟齬アルコトヲ許サザルガ故ニ、其ノ主張ノ相反スルガ為ニ之ニ休職ヲ命ズルモ亦当然ナルベシト雖モ、學術ノ研究ヲ任トスル大学教授ニ向テハ決シテ此ノ如クナルヲ許ルサズ、是レ權力ノ濫用ナリ。」と論じた。これは大正より昭和にわたる大学の自治、自由のための困難なたたかひの先駆をなしたものであるが、北里の言おうとしたところもこれと大きくへだたるものではあるまい。大正三年当時としては、大学を除けば医学研究施設としてほとんどあぐるに足るものもなかった実情において、大学教授ならざる北里にこの自覚の炳乎たるを見る。しかもついに伝研所長の榮職をなげうってもその矜持を捨てざるをよしとしたのは、またもって偉とすべきではあるまいか。のみならず移管は少くとも北里にとり「不肖ガ多年主持シ来リタル研究方針ヲ根底ヨリ破壊シ併セテ伝染病研究所設立ノ趣旨ヲ一朝ニ滅却スルモノ」であつた。「伝染病研究所事業ノ性質タル之ヲ内務所管ニ置キテ専ラ衛生行政ノ審事機関タラシメテコソ其本領ヲ發揮シ得ベケレ之ヲ学芸ノ府ニ属セシムルニ於テ到底完全ニ其目的ヲ遂行スル能ハザルハ火ヲ睹ルヨリモ明ナリ。」とする彼の主張(資六一)は、「研究機関は大学の所管たるべし。」とする青山の持論と、正面から対立する要素をもつことは否定できない。北里のいう権威とは何であるか、学問的立場はいかなるものであるかについては、つぎに考察を進めなければならない。

#### (二) 内務省における北里の権威

青山伝は種々の学問的理由のほかに、「官紀上の理由も加わつて移管を執行した」と述べているが、あえて具体的に立入ることはしていない。これに対して大隈内閣の警視總監であつた伊沢多喜男は、「当時の伝染病研究所は婉然たる伏魔殿であつて、官立とは言ふものの、全く北里博士のプライベートのもののように、それを監督すべき内務省衛生局長はただ北里博士の鼻息をうかがい、研究所の諸事項は博士の願使のままであつた。しかも其れが十数年間継続したのであるから、その官紀の紊乱思いやるべきで、……ところで其れを整理するためには、之れを内務省所管に置いたのでは到底その

目的を達することが出来ないところから、政府も断然意を決して文部省に移管したのである。」と伝えているが、はたしてどこまでが真実であろうか疑わざるを得ない。すなわち伊沢については、大隈内閣を倒すために北里が原敬の「政友会に百万円を提供した。」と述べるのだが、北里研究所新設に要した費用が二十余万円、その後窮迫した研究所の実情、あるいは原敬日記等をもみても、当時の百万円という巨額の政治献金はきわめて信憑性にとぼしい。

このときの野党の中心が原敬を第三代総裁とする政友会であり、原が移管問題を倒閣に利用した(資六二・六五)ことを考えると、伊沢の言はまず悪意の中傷に出たものと判断してよいであろう。政敵を讒誣中傷するは当時日常茶飯事として行われたところであり、今日の選挙にもそのまま受けつがれたこの悪弊はわれわれの身にしてみても知るところである。伊沢の言うごとく官紀紊乱が事実ならば、これを正すは上司の責任でこそあれ、直接これに触れようとせず、抜きうち的に管轄換えを断行するなどは真に弥縫の策にすぎぬではないか。

さいきん塩沢香は、「伝研移管は起るべくして起った。」と言い、「北里の伝研か伝研の北里か公私弁別のつかぬという噂が多年あった」ことを指摘、移管が「企画実行すべて江木書記官長の手から出た」と述べ、さらに江木の言として、「あんなものはね、北里の私有物なんだ、どうせ行政整理にのせなきやならないもんだ、それでやったんだ。」の点をあげている。

これは当時の為政者の考えを端的に述べたものとして注目されるが、内務省管轄下の伝研における北里の権威を、こころよからざる権力者の側から表現すればこうしたかたちをとるのは当然であろう。また北里の側に該当する事実がまったく無かったとは言い切れまい。しかし少くとも公式の論議としては、ときとして仮空の人身攻撃と見られる記事さえ散在する当時の新聞にも、少くも検索し得たかぎりではこの点を衝いた記事は見出せなかったのは事実である。しかも当時の資料から示唆される場所は、必ずしも北里の公私混淆という問題だけではない。

すでに触れたところであるが、一木は多年内務省を中心とした北里一派のやりかたをにがしく思っており、移管を機にその矯正を断行しようとしたのであって、「畢竟『伝研』として内務省の管轄下におくと、地方に扶植せる勢力を乱

用せしむるといふ結果を座視するに忍びずとして遂に大隈内閣の手で料理しやうと思つたまでのことである」(前述)という。この報道の真否をたしかめるだけの十分の資料を私は持たないので、断定的な結論は保留するが、こうした觀察は具体的にいかなることを意味するのか。

統計によれば大正三年の医師数は、総計四二、四〇四名、内訳は大学卒業三、三六九名、官公私立(指定)医学専門学校卒業一三、八三四名、外国学校卒業五三名、試験及第一六、四五三名、奉職履歴五〇一名、従来開業(子弟を含む)七、九一二名、限地開業二八二名であつた。この中、官公私立(指定)専門学校卒業者は、明治期における医師の急増による医学西欧化の主体をなすべきものではあつたが、この時までには種々の変遷を経ており、質的には純一とはいへがたく、総数の一割にも満たぬ大学卒業者を別とすれば、数の上では西欧式医師は開業試験によつて資格をとつた者がもっとも多く、これに漢方医を温存した奉職履歴及び従来開業医が、いまだ少なからぬ数を占めているのが看取されよう。明治二十六年、全国有志医師によつて大日本医学会が組織され、医師会法案を作製して議會に提出したのに対し、資格の雑多な医師を会員とする医師会に法的位置を与えて医療行政に客啄せしむるは危険なりとして東大出身者が猛烈に反対し、大日本医学会に對する明治医学会結成の機運を作つたことも記憶されねばならない。かかる時代的背景が伝研移管の舞台にあつたことは否定できないのである。

一方、細菌学の普及をはかり、伝染病の防遏に資するは、北里のつとに念願したところで、明治二十七年三月より研究志望者の入所を許し、三ヶ月を一期として細菌学の大要を知得せしめ、以後移管までに二千四百余名の講習員を出したが、その分布は全国にまたがり、「殊に道府県の衛生技術官で伝染病研究所の講習を受けぬ者は殆ど絶無というも過言ではなかつた」(北里伝)。本来これは北里が自らの勢力の扶植を企てた事業ではなく、伝染病防遏を中心とした彼の学問報国の熱意がようやくその実をむすんだのであるから、「内務省の所管下におくと、地方に扶植した勢力を乱用せしむ」との危惧は、むしろ言いがかり的な印象を与えるものがある。

しかし当時の医師は古い蘭学出身者や、在来の漢方医の子弟まで含めて資格も雑多であり、その活動がややもすれば政

治的にかたむく傾向も否定できず、大学側、ひいては政府にこの危惧が生じたゆえんも理解できぬことではない。しかも伝研は伝染病という特殊な条件にかぎられたとはいえ、官学とくに東京帝国大学の外にあって、かかる医師にも本格的な教育訓練を与え得る、当時としてはほとんど唯一の施設であり、北里が自らの欲すると否とにかかわらず、いつかその中心となったのは当然であろう。金杉英五郎が、

「帝国大学に之を附属せしめ帝国大学一統の研究方法を以て今迄の北里博士の深い根柢を打破しようとするのは、日本学界の爲め実に重大なる事件である。……大学は如何かと云ふと学校である。即ち之れは黒之れは白と何も知らぬ学生に教育をする所ではないか、して見ると一人前になったものが研究心に駆られて自由に研究出来る研究所の様なものか、大学以外に無いとすれば官学以外の者は実に心細い次第である。だから予は徹頭徹尾今迄の内容を撤退してまで帝国大学に附随させたくないと叫びたい。」(十月二十一日、東京読売)

と述べたのは、かかる医師の衷情を卒直に吐露したものであろう。また北里の弟子の側からは

当時の府県の衛生課長は大部分が北里一派の門下であり、府県における北里派の勢力は非常に強くなっていた。開業の医師と県の衛生課の関係が非常に密接なものであったのでそういうことから考えると、開業医の勢力というものがあるんだん北里派にとられてしまうことを大学派の人々は心配し出した。伝染病研究所を自分の支配下に移さないと、開業医や病院は皆北里派の鼻息を伺うような形になるから甚だいかぬとあわて出したのだ。(北島伝)

との見解が記されているのもうなずかれる。前号で述べたごとく、一木喜徳郎は第一次、第三次桂内閣で法制局長官をつとめ、この間明治四十一年七月より四十四年八月まで第二次桂内閣の下で内務次官の職にあった。したがって一木が反政的行動に関心をほらい、その抑圧を意図するのはかならずしも不思議ではなく、この意味から北里を支持する一派、とくにその野党との結びつきを恐れる理由は多分にあったと見なければならぬ。これを受けて書記官長木村が移管に奔走することになったとみるのも十分可能であろう。事実野党、とくに政友会は伝研移管を倒閣の理由の一つにあげはげしく政府に迫った(資六五・七七・七八・七九)のであり、某大官の言(前述)は必ずしも牽強附会と断じがたい面をもつ

である。とくにその責任を負う内務省の管下にかかる政治的勢力とつながる北里を置くことは、学問的理由よりは、むしろ伏在する政治的理由から好ましくならずとしたのが事実ではあるまいか。しかも伝研設立以来多年の貢献によって、北里及び弟子たちが伝研ひいては内務省内において占める声望は、一官吏を以て目すべからざるものであった。

元来此の伝染病研究所の実体と云ふものは、北里と北島のアタマにある。……此両者は内管の下にありてこそ光輝あり、精彩あり、生命あるのである。……彼は実に内管中にありては天皇と雖も如何ともする能はざる一種特別の地位と權威とを占めて居たのである。けれども、之を文管に移せば、此の地位と權威は一朝にして瓦解するのである。学問研究は転管によりて差異を生ぜずと云ふも、是は即ち眞の学究の事である。北里を以て一学究と見るのは大なる間違である。彼は内務省中の大官にして、一部の行政技術長官である。而して又研究所のマネージャーである。權威なくしては何の仕事も出来ぬ、之を文管に移せば、彼は此の權威を失ふから、彼が実体の価値がなくなる。故に彼が、ここに辞表を出すのは自然の成行である。(医海時報、十一月七日)

これは三島樞軒の筆になる伝研移管問題批判の一節であるが、北里の辭職のやむを得ざるゆえんを述べて内務省管下の伝研における北里らの特殊な地位と權威を浮彫りにしている。このような特殊性は、腸チフス、赤痢、コレラ等、伝染病が猖獗をきわめた明治時代の防疫業務の上に、おそらく實際上の必要からうまれたものであり、時代的要請をはたすための大きな歴史的意義を持つと共に、反対派の立場からは、「北里の私有物」あるいは「官紀紊乱」などの批判の要因をなしたと思われる。その意味では、たとえば北島らが新設さるべき研究所の収入を確保するために、内密に急遽血清製造の認可を取った経緯(後述)は、明らかに内務省内における彼らのいわば「顔」をきかせた行為であり、その適法性に何らの疑惑をさしはさまぬこと自体、問題があるとみるべきであろう。

しかしながら、伝研創立以来北里がはたした功績は国家的見地よりも実に没すべからざるものであり、伝研と北里の深いつながりを十分考慮してその処理にあたったならば、おのずから別途の策が講じられたのではなかるうか。すでに国立であるからとの理由で事前に何の了解も得ず、一方的に移管を執行するなど、まさしく官僚的独善と評するほかなく、

北里を遇するの道を失せるは疑いをいれない。十月三十一日、大日本私立衛生会金杉理事長が大隈をたずねて移管の理由を問ひ（資六三）、十一月八日、同会総会にて移管反対の決議を行なった（資七六）のは、いずれもこの趣旨に出たものである。「どうせ行政整理にのせなきやならないものだ。それだからやったんだ。」のごとき態度がもし当事者の心理にあつたとすれば、為政者あるいはこれにつながるものの特権意識というほかなく、学者を侮辱するものとして気骨ある北里を強く反撥せしめたのは当然である。この点、塩沢の論旨は政府及び青山を弁護するに似て、かえつてその立場を非ならしめるものと評せざるを得ない。

### (三) 北里の学問観

しかしながら辭職に至つた理由はこれのみではない。北里は公式には「実ニ不肖ガ多年主持シ来リタル研究方針ヲ根底ヨリ破壊シ併セテ伝染病研究所設立ノ趣旨ヲ一朝ニ滅却スルモノ」として移管に反対した。これに対し青山は、

世間で此問題の焦点として居るのは大学と研究所即ち北里博士との研究方針に差異があるからと云ふ事らしい。此点ならば実に無考な愚見だと云つても宜しい学問研究の方法などには人各持論もあり勝手もあるだろうが研究方針の差異と云ふ事が腑に落ちない而して若しあるとしても北里博士に対し夫程総ての点に圧迫を加へやうなどとは当局としても出来まいし無論吾々などは考へても見ない夢の様な話である。又博士も所管が變つたからと云つて学問の為に研究するなら自分の思つた通り仕事を遣れば差支ない事だろう、綜合研究単独研究などと頻りに大学を責めて居るようだが大学の教授中単科大学の建設に賛成して居る者は余り沢山あるまいと思ふ（十月二十五日、東京読売）。

と手きびしい見解を述べており、長身も、

新聞などで見ると研究所の研究方針と此の大学の研究方針とに差異があると云ふ様な点を大分書いて居るが、自分は何の事やら腑に落ちない。自分が親しく専門的に見聞した処では両方共少しも其方針に差異を認めない。……研究所

が所管更へになつても真面目な研究には何の差異はある筈がない。けれども北里博士が何故か辞職されて、続いて技師が連袂辞表を提出されたさうだが之れは自分では唯残念な事だと云ふより他に言葉がない（十月二十一日、東京読売）。と語つた。「何故か辞職されて」というのは、北里をよく知る長与の言としては、いかにもとりつくりわれた印象を与える。「要するに両者の間に研究の根本方針を異にすと云ふが如きは之を學術的に見て何等の根底を有するものにあらずと思ふ」（十月二十三日、東京朝日）、というのとは当時の与論の一面を伝える見解であつた。

これに対し、反対の意見も勿論あつた。例えば、

「然るに世上、研究と云へば何れの研究も同一にして、研究の方法及び目的に就て深く考ふることなく之を劃一統合して、如何なる研究をなす所も、一所にせんとする考を起すのは、平素より学問の研究には如何なる方法があるか、又研究するには如何なる点に於て異つて居るかを考へず、杜撰なる併合を行ふて、伝染病研究所問題の如く復た取戻す可らざる事をしたのは誠に遺憾千万であると謂はなければならぬ。」（三宅秀、「日本之医界」、大正三年十二月一日）。

それでは北里はなぜ内務省管下にある場合の自己の「權威」にこだわつたのであろうか。この点を見過してはならぬと私は考える。伝研に「北里の私有物」「官紀紊乱」というような多くの批判があつたにせよ、北里が權威にこだわつたのは、地位の保全や名誉心や個人的利害のためではなかつたのである。「自分は内務省においてこそ權威があるからやれるんだ、文部省に移つたら伝染病の予防などとてもやれるものでない。」と北里は語つたが、これはまさしく三島の述べるごとくである。そしてこの言葉の中に、明治十六年大学卒業と共に内務省に身を投じ、伝染病蔓延の実況をまのあたり見て以来、伝染病の防遏に半生の心血を注いだ北里の苦衷がそのまま吐露されているのである。

もし専門の研究というならば、北里が当時のもっとも卓越した研究者の一人であるのは、改めて述べるまでもない。しかし北里の研究精神は、むしろ純乎たる臨床家のそれであつた。

北里は口ぐせに、われわれ衛生学者は研究する所を实地に應用して人類の健康を増進させねばならぬと説いた。即ち北里は理論派でなく実行派であつて、目的に向つて奮迅進撃し、その目的を達成せねばやまなかつた（高野六郎）。

「凡そ学識は俗間に普ねからざれば其の功德大ならず。学者の知識益々高尚なるも、俗間を距ること愈々遠き時は何の用をか為さん。殊に人生日常の医事衛生に於てをや。學術と生活との密接なる媒介者たる亦実に学者の天職なり」<sup>60</sup>

これが北里の学問觀であり、伝研を指導した精神であつた。それだけに彼の研究は社会の現実と本質的に結びつかざるを得なかつた。かつて美事になしとげて不朽の名を後代にのこした破傷風菌の培養も、血清療法の創始も、ペスト菌の研究もみなこの趣旨に出たものであり、明治時代の伝染病蔓延の惨状をふりかえる者は誰しも、北里の学問的努力がかかる現実に根ざしたものであり、国民大衆の生活に直結していた点を見落すことはないであろう。伝研においては医学的研究のみならず、伝染病に關連した衛生行政を重んじ、その意味から内務所管を離れ、実務との關連を断つて学問的研究に終始することを、方針として拒否した点は、今日といえども決して輕視さるべきでない。当時の大学にはこの立場はなかつた。国家権力により創立育成されてきたわが国の大学、とくに医科大学は、この点でただちに一般庶民の切実な要求を感じ、こたえる姿勢を本質的には取り得なかつた。ベルツが臨床を重視してかえつて非難されたのも、この消息を物語るものにほかならず、<sup>61</sup>ポンベが長崎で権力者にのみ厚い医療の實際を痛歎したのも、すぐあとにつづく明治の時代的一面をそのまま示唆している。青山や長与は、この点では北里の真意をついに理解し得なかつたものと思われる。官学アカデミズムの中に身を置く当時の大学派には、この觀点において欠けるところがあつたとみるのが、むしろ正しいのではあるまいか。

青山が医師というより医学者を育成するのに、比類まれな功績をあげたについては疑う余地がない。彼は臨床家であると共に不屈の研究者であつた。明治二十七年香港にペスト流行の際、現地におもむいた青山が臨床的觀察をなすかたわら、最悪の環境条件下わずか二週間に十九例のペスト遺体を剖検したことは、単なる学的興味研究意欲のみで果し得られたものではなく、<sup>62</sup>万死を期して事に當つたものと見るべく、その気魄の前には実に肅然襟を正さざるを得ない。彼の指導下伝研が移管後にあげた学問的業績についてはいまさら多言を要しない。長与もまた、たとえば恙虫病の研究において、<sup>63</sup>病毒汚染地の山野を敢然跋涉し、よく先人の名を恥かしめぬ業績をのこした。

しかし年余にわたり日本にあって、医学教育を調査したパウアズが、日本の医学教育が臨床よりいちじるしく研究に偏している点に特徴があると指摘した<sup>56</sup>のは、まさしく頂門の一針にほかならない。さらに昭和四十二年の日本医学会総会において彼が、アジアにおいて医学教育制度の近代化がもっともおくれているのは、公式に西洋医学を採用した東洋における最初の国、ほかならぬ日本であると述べた<sup>57</sup>のも、実は同じ問題を衝いたのである。たとえば日本の大学医学部における教育は、今日でも主として講義と供覧によっているが、先進諸国の中で講義を重要視つづけているのは日本だけであり、いまだに前近代の方針が墨守されているのである。なぜ研究に偏したのか、なぜ臨床を軽視したのであろうか。その根底にあるなぞに答えるのは、実に現代に生きる医師ひとりひとりの当面の課題でなければならぬ。いずれにせよ、われわれの眼前には、高度の知的外貌を持ちながら、社会の現実との関連を見失なった抽象医学が、進路を定めかねて立ちすくむ姿がある。インターン問題、医局問題、これらすべてはあたらしい日本医学をうみ出すための必死の模索にほかならぬではないか。医師たるもの一人としてこれに無関心であることはできないのである。

医学は本質的には臨床医学であり、そうあらねばならぬ。医師の学問をあまりにも強調しすぎて、実際の臨床的経験と等閑に附した(ベルツ)のは、明治以降のわが国医学教育の最大の欠陥であった。

大学にあっては徹底した科学的合理主義の理念に基づいて、人体のあらゆる医学的現象も、窮極は物理的に化学的に生物学的にかならず究明さるべきことを教え、学問的批判、科学的探究の尊ぶべきことを教え、その新鮮活発な研究中心と学問的勇気を鼓舞誘掖する、しかし大学を卒業しひとたびインターンとなるや、眼前の臨床的事実の中にいまだ開明されぬ幾多の疑問のあることを知らしめ、観察とか記載というヒポクラテスの医学のなお重んずべきことを教えて、臨床医家としての謙遜と忍耐を学ばしめる——ここにアメリカの医学教育の根本方針があるが、わが国では果して誰がこのように単純明瞭にわが国医学教育の根本理念を提示し得るであろうか。

「欧米の医学教育の第一の特色は、すでにその目標を優秀な臨床家の養成ということに踏み切っており、医学校での基礎科学は、すべて臨床と直結する形で行われることが明記されていることである」<sup>58</sup>(高橋暁正)。臨床教育の原則を Cabot

及び Locke は明快にたとえて言った、——乗馬を教えるに百時間を費すとせよ、その中の一時間は乗馬の説明を聞かせるがよい、更に四時間は模範的乗馬を見学せしめるがよい、残る九十五時間は只管実際に乗馬せしめるのみ、医学の習得も本質的にはこれに異ならないと。わが国医学生生の臨床実習の実際を見れば、その時間数においてまた指導にあたるべき教育者の数において、わが国の医学校がいちじるしく劣り、真に憂うべき事態に立ち至っていることは否定すべくもない。この点について、長い戦争時代の影響はもちろんのこととしても、いままでに何度も触れてきたように、「我が国最高の学府」たることを誇稱してきた大学の責任はきわめて重いと云わねばならない。

一部の大学教授がしばしば権威の上にあぐらをかき、開業医、病院勤務医を一段下に見て、根本的には自己の利益追求にほかならぬ事がらについても、表面的には研究至上主義をうたっているのが現状のいなみがかたい一面ではあるまいか。その意味では医局制度は人夫の組制と同じく人入れ業と化し、真に実力あるものがかならずしも適当な地位を得られないのが、しばしば見られる日本の医師の勤務実体である。もし教職者がこの点を虚心に反省し、真に国民の診療を安んじて託するに足る臨床家の養成という、大学の最少限の社会的責任を果そうとするならば、無給医局員制度反対を叫ぶ学生や医局員をまつまでもなく、まず教育に必要にして十分な人員を教室の定員（もちろん有給）として確保し、臨床教育を効果的に遂行し得る体制をととのえることが、刻下の急務となるであろう。この際「一番必要なのは教師の増員である」（冲中<sup>60</sup>）。そして現在のいわゆる無給医局員制度の根本にあるものが、医学博士制度であることは明白であり、教授の研究的活動を推進するに先立ち、まず「教授の技術員あるいは手としてのみ働いている青年医師」を解放し、「医学部の主たる存在理由である医学部学生の教育に重点」を移すことは、実に大学の義務であるとさえ言うべきではあるまいか。またさいきんの二、三の学会における専門医制度の発足は、臨床医養成の上に具体的な進展を示した点で日本の医療制度における一つの劃期的な出来事であろう。さらに大学について言えば「日本の医学教育を近代化するには、医学博士制度を全廃することである。」とした大胆卒直なパウアズの提言は、今日における医学教育制度の根本問題の一つを、もつとも鮮明に浮び上がらせたものであると言わざるを得ない。ここに学生、医局員、教授が一致して努力すべき一つの目

標がある。「今日みられるインターン生と学位課程にある青年医師たちの抱く不安」(パウアズ)を根本的に除く道は、果して他に求め得るであらうか。

若い経験の乏しい医師に患者をまかせるのは危険だという議論があるが、これは不当な意見である。いかなる名医にも未熟な時期はあつたはずである。問題は若い医師が自己の無知と無経験とを謙虚に認め、その上に人間としての良心と責任とを尽してゆくか否かにある。すなわち医師以前の人間としての良識と誠意とが問題なのであり、この点に於てあやまらなければ、若い医師こそはしばもつとも信頼するに足る良医なのである。近時の学生ストについても憂えるところはここにある。学生であり教授であるまえに、共通の人間としての立場はあるはずではないか。その共通の立場が理解されず、心の交流が杜絶している實際は、真に現代の悲劇である。一部の学生や青年医師が主張する医療乃至は医学教育制度の民主化のためには、やはり人間の自由と平等の觀念が確立せねばならず、民主的社會の成員たる個人の責任と人格の尊嚴の觀念が堅持されねばならぬであらう。学内争議の名のもとに、職員、時には無力な患者の人權を蹂躪し、団体交渉の圧力の中に個人の責任を埋没して、その後を果して如何なる民主主義がみのであるうか。しかし一方では同時に、「大学教授が学術研究者として専門的に高い学識をもつのはいうまでもないが、それと均衡のとれた社會意識が随伴せず、むしろ研究者でない一般社會人の社會意識よりも低劣な場合さえ少なくない」、あるいはまた、「大学の社會的機能への認識なしになされる研究への専念という態度は、無責任との非難を免れることができないであらう」、という指摘も忘れられてはならない(家永三郎、「大学の自由の歴史」、一九三二〇九頁)。学生、教職者、或いは一般臨床医、それぞれに問題を持つのであって、相互に謙虚に反省し、平等の一箇の人間としての自覚において、一步を踏出すならば、事態の新たな展開は決して不可能ではないと信ずる。

ここに念の爲附言するが医学教育における臨床医学の優位を強調したのは、決して基礎医学を軽視する意味からではない。大学が限られた条件の中で社會的責任を果す上に、真にそれがやむを得ぬ道であるゆえんを指摘したにすぎない。基礎医学の振興、あるいは基礎医学者の養成には、べつに方途を講じなければならぬとは言うまでもないが、これについ

ては改めて詳論の機会を得たい。

#### （四）北里と弟子たち

北里の弟子であり伝研の幹部であった北島ほか七名の技師は、十月七日には「御前会議ヲナシ……一同北里ニ殉死スル覚悟」をすでに固めた（資一七）。勅令が出、新聞に報道されて大きな社会的反響を呼びおこすまえに、七名の辞職は決定的であったと見なさねばならぬ。これは在来の伝研とは別個の新研究所設立の決意を北里がすでに固めていたことの反映であり、馳せ参じて北里を助けるは弟子として当然自明の道であつたらう。はやくも十月八日、北里、志賀、北島らは候補地の下検分をさえ行なっているのである（資一七）。

助手以下の態度決定はかなりおくれで、十月十九日北里が正式に辞表を提出、二十日所員一同に告別の辞を述べた後のことであつた。「誠に以て藪から棒の御沙汰なり。果して是れ学界の長老、国家衛生の元勳を待つ所の礼なりや。悲憤慷慨誰かよく制せむ」（十月十二日、高野日記）、「所内婢僕走童に至るまで激越の色掩ふ可からず」（十月十四日、同前）、というのは当時の弟子たちの心境の一端を伝えるに足るものであろうが、訣別式後はたがいに戒めて軽挙妄動を避けることにつとめ、しかも「一同の結末期せずして成」つたのであつた（資三四）。「君辱しめられて臣死せんとす」とは弟子は共通した心境であつたと思われる。ただここで部下の辞職を何としても引止めようとする内面的な動きが北里にまったくおこらなかつたかどうか、この点は不問に附してよい問題とは思われない。新設の研究所に吸収する心づもりがあつたのは十分うなずけるが、無辜の所員を末端に至るまで辞職させることは、生活の資をうばい窮乏に迫いやる危険を含むのみならず、すでに第一次世界大戦に参加したわが国の衛生業務に重大な影響を与え得る事がだけに、北里及び幹部の責任上、簡単に同意してよい性質のものではなかつたと察せられるが、実情はどうであつたらうか。

「諸君は尚春秋に富む。有為なる前途を謬らざらんが為に、進退の事は宜しく慎重に考慮し、一路研究以て邦家の為又

学問の爲愈々奮励せられん事を望む次第である。」とは、北里が十月二十日職員に対する告別のあいさつの一節であり、北島もまた同様の趣旨で所員に慰撫するところがあつた。しかし「庶幾くは留って一層研究勉学せられ度い。」というのであつて、積極的に辞職を断念させようとする語調はここに見出すことはできない。「決して真に留任せんことを希望せるにあらざり自分が盟主となりてストライキを爲したるにあらざるとの意味を表明せんが爲めに外ならざるが故に進退は各自の自由に任せ敢て干渉せざる真意なること勿論なり」(「日本医事週報」、大正三年十月二十四日)とあるがごとくである。ストライキなどと言われぬよう注意した長手に対し、「どう彼等を押し止めても、なほ且つ自分と行動を共にすると云ふならば、それも仕方がないと思ふ。……自分にはいま西郷南洲の、桐野や篠原に対しての気持がよく分つたやうな気がする。」と述べた(長手伝)のは、北里の真情を伝えるものである。しかも同時に、大学側の説得に心動いた愛弟子北島に対しては、「スコブル軟説ニ付大ニ戒メ置キタリ」(資五四)という。北里とても人間であるから、決して「單身養生園に去つて余生を悠々と結核研究におくらんと考えた」(高野六郎)のではなく、弟子たちがあとを追い新設の研究所に来り集うことを心ひそかに願つたのが真実であろう。さらに一歩進んで考えるとき、北里の新研究所設立の意図がはやくから弟子たちに伝わっていたこと(資一五・一七)が、彼等の動向を最終的に拘束したと考えられないであろうか。微妙な心理の問題ではあるが無視すべきことではあるまい。

北里は單身養生園を去つて余生を悠々と結核研究におくらんと考えたであろうが、今や伝染病研究所の総員があとに従つて来ることとなれば、この多数の門弟を收容して勉強させる設備と資金を準備しなくてはならぬ。これは些細の金額で出来ることではない。幸いに養生園にはこの日を期待したごとくに相当額の資金が蓄積してあつた。とりあえずこれをもって、新しい研究所の設備をすることになつた(高野六郎)。

研究所設立の資金は二十余万円(北里伝)、これは福沢諭吉の斡旋で養生園の事務長をつとめた田端重晟の長年の丹精により蓄積された資金を投じたものであるが、順序からすれば、伝研の「総員があとに従つて来る」から「資金を準備」したのではなく、高野の言とは逆に資金があればこそ、北里は新研究所設立を決心し、弟子たちは来り投じることになつたの

である（後述）。

設立資金の見通しはすであつた。問題はその新研究所を将来にわたり運営するための財源をどこに求めるかである。技師たちは十月七日すでにこれに心をくばり、「血清とワクチンを作って売る」ほかに道はないと結論せざるを得なかつた（資一六）。この問題に北里がどの程度関与したかは明らかでないが、血清ワクチン販売許可申請は、技師たちだけの相談により提出された印象が深い。いわば窮余の一策であり、当時の状況として他をかえりみる余裕のなかつた点は十分察すべきところである。ではその手続きはどのように行なわれたか。北島の述べるところによれば、

政府は意地悪くするときと血清の製造の許可願を出しても容易に認可しないかもしれぬ。だからこれは一瀉千里で認可をとらぬといけなと考へたので、直に緒方の名で追加額を田端に書かして、私は翌日の八日に警視庁に行き栗本庸勝という第三部長をしておつた人に面会した。この人は我々と極めて親密なる人であるから今度急に認可を得て独立しなければならぬかもしれぬから、君ひとつ速急に認可を得る様にして呉れと頼んだ。勿論まだ確定でもないから之が知られると大変面倒だから、秘密にしてくれといつて、栗本に其書類を渡した。栗本君は警視総監の印をとつて栗本のところから内務省に送つて寄越した。私はそのときは内務省の防疫課長だったので栗本から来た願書を持ってすぐ手続をするようにした。そのときの衛生局長は中川望君だつた。僕が防疫課長だから、局長にこれは早くやつてもらいたいんだ、ことによるとどうなるかわからぬから早く認可してもらいたいと中川さんに頼んだ。そうして相当の順序を経て認可の書類が出来て警視庁に返送し、警視総監の印をもらつてすぐ認可の書面を得た。だから僕が八日に出した申請書が十四日にはもう認可を得たのであつた。こんな超スピードの認可の例は外にはないと思う（資一六）。

この記事をそのままに読めば、たとえ内務高官の同情があつたにせよ、いわば顔をきかせた所業であり、違法というをはばかりとしても、少くとも適法とはいへぬであろう。これはそのまま内務省内における北里らの立場や勢力を示唆する一挿話とみることが出来る。そしてかかる方法によりかちえた認可は具体的に何を意味したであろうか。

破傷風菌の培養に成功し、破傷風の血清療法を創始したのは、北里の不朽の業績である。のちにベーリングと共にこの

原理をジフテリアに應用して成功したジフテリア血清は、破傷風血清と共に治療医学に一時期を画したものである。北里は伝研創立と同時にこれら血清の製造に當つたが、やがてこれを官営に移した。これは伝研の事業として特記すべき点の一つである。

知己朋友の中には先生に向つて官業に移すべからずと忠告する者も少くなかつた。其の理由とする所は、伝染病研究所の事業は前途多端で、経費の出所は終始政府にのみ倚賴し得るとは限らぬ。宜しく血清製造の如き有利な事業は先生の特權に於て之を占取し、求く研究事業の財源たらしめねばならぬといふに在つた。併し先生は國家主義者である。吾が成功せる事業が國家民人を益する故を以て國家自ら之を営むの意ある以上、快く之を献ずるは本懐とする所であるとて、先生は友人の勸告に耳を傾けなかつた（北里伝）。

いま弟子たちが隱密に血清痘苗製造の認可を得たことは、いったんはその公益性、社会福祉の重要性のゆゑに私的企業としては放棄したはずの事業を、改めてその営利性に着目し、一つの財源として自らの手中に確保せんとすることを意味した。これは本来の北里精神への完全な背反とは言えぬまでも、少なからぬ後退を意味するのを否定しがたいであらう。しかも本来営利的であつてはならぬものに営利性をみとめ、それに財源を託さねばならなかつた事情の中に、実はもっとも本質的悲劇的な矛盾があつた。この点についての適確な見通しがあつたならば、新研究所設立を断念し、自分はたとえ辭職しても弟子たちをそのまま大学に移らせるのが、もっとも妥當な処置だつたのではあるまいか。北里の声望はそんなことでは微動だもしなかつたはずである。北里研究所設立後ある機会に鷗外は北島に語つた。

「どうも君のところが盛になつて行くと政府の立場としてはどうもこういふ同じような研究所が私立で出来てしまふと、今の政府のもの外に同じもののあるのはこまる。……両方あるといふことはどうもぐあいが悪い。そうすると將來は君のところをいじめなければならぬといふようなことも出来る」（北島伝）。

それかあらぬか、伝研移管後間もなく政府は血清の値下げを試みることをなる。

「研究所の営利事業は吾輩も無い方がよいと思ふ。あれは北里の爲めにあんなものになつて居たのだから、此機会に於

て分離した方がよいかも知らぬ。……民間事業としてからはソナ事も実行はれ難いかも知れぬ。が、北里君も血清を安くして汎く行はれる様にしたいといふ事は吾輩と同感であろう。北里も屹度さう遣るに違ひない。」(医海時報、大正三年十二月十九日)

と青山は無造作に言い放っているが、これが北里研究所にとっては一つの経済的圧迫乃至打撃となり得た点については疑う余地がない。痘苗及び血清の値下げは大正四年九月二十日より実施されたが、「是は民間血清製造者殊に北里研究所に取っては尠なからぬ打撃たるべく、即ち製造経費の都合上、同研究所が果して官立の伝染病研究所と対抗し得るや否やは甚だ覚束なきに似たり」(日本医事週報、大正四年九月一八日)であった。つぎの浜野規矩雄の言葉も、北里研究所のその後の経済的苦境の一面を示している。

「伝研が北里の私有物化したというお話しがありました、しかしながら伝研が終戦後焼けて、予防衛生研究所ができたときの伝研は、まさに私有物化された伝研であったと、私ははっきり申し上げておきたい。研究所でワクチンを作つて、業者を通さずして売る。その金は研究室へ入つて来る。いわばドル箱であります。北里先生がされておったときの私有物化と私は若干違ふんじゃないかと思ふんであります。……私はその当時責任者としてあのくらい伝研北研問題の不愉快な体あたりを受けたことは、一生のうちで忘れ得ないことであります。みんなは北里研究所をつぶすべく、このさいというので伝研の方々は陰に陽にやられました。『北里でワクチンが出来んじゃないか、北里で血清ができないじゃないか。』話だけはいろんなことがありましたが、私はよくいったんであります。パストール・コッホ・北里三人が世界の学者であるならば、日本の北里になぜそういうことをいうんだ。北里研究所というものがあつてはじめて北里の名が残っているんなら、なぜこれを助けられないんだ。……私たちがやっておるときに、北島先生におごちそうになります。北里先生以来の慣習で、局長におごちそうしますが、私はそのおごちそうをまともに受けることができなりました。北里研究所の財政をみているならば、北里先生から歴代の局長にされたおごちそうを、私は受ける気にはなれませんでした……」

結核のツベルクリン療法がやがて声価を失い、血清痘苗が値下げされたとなれば、民間事業としての研究所が経済的苦境に立つことは必至であった。血清の効果をめぐる、当時の伝研対北研の論争もこうした事情を背景として理解すべきであり、大正四、五年に起ったいわゆる古賀液問題も、おそらく裏面にかかる経済的事情を秘めているのであろう。

要するに北里がはやくから新研究所設立の意図をもちしたことは、当然弟子たちの動向を左右したとみられる一面を否定できず、北里及び弟子たちは、少くとも新研究所運営の財源の見通しについては、本質的な錯誤をおかしたと言わざるを得ない。北里研究所五十年誌をみても、経済的窮境はつねにその運営にかけを落しているように思われる。けだし人類の福祉に貢献すべき純粋な医学研究所が単なる営利事業として成立し、あるいはいわゆる独立採算制によって簡単に維持できるわけがないのである。それには社会各層にわたる深い理解と信頼、さらに幅広い支持がなければならぬ。アメリカでも病院のみならず医学的研究そのものが直接支持されるに至ったのは一八七〇年以後とされる。わが国で社会的にかかる機運がすでに熟していると果してみることができようか。しかもこれは本来北里研究所だけの問題ではなく、今日ただいま日本が直面している現実の課題の一つなのではあるまいか。事実さいきんのわが国では、幾多の専門的研究所がつぎつぎに新築開設されているが、外観の華麗さに眩惑されて、その経済的基盤が果して奈辺にありやと問うのを忘れるのは、問わぬ者の怠慢であろうか。医学研究を看板として営利を追求し、あるいはこれを前提として資金の提供を受け、やがては研究そのものの精神が枯渇し去る憂いはないであろうか。この点北里研究所が苦節よく五十年の歴史に耐えて今日なお研究活動を維持し得ているのは、日本にとって小さな出来事とは思われない。

単に医学研究についてのみ言うのではない。医療そのものが本来営利事業ではなく、またそうあってはならないのである。この簡單明瞭な認識が、果してわが国医療制度の上にごとまで生かされているであろうか。わが国の医療を国民皆保険の線にのせたことは、福祉国家を標榜する政府の施策としては当然であろう。しかしもし真にそう願うならば、なぜこの制度を点数単価方式を根拠とした出来高払いというような、本質的には営利性追求を中心とした精神によって運営し、また運営させようとするのであろうか。社会福祉民生安定を主眼とした国民皆保険制度は、概念的にまったく矛盾したか

かる営利性追求の制度によって、外からも内からもすでに大きくむしばまれている事実を、人はなぜ見ようとしなないのであるか、まことに慨嘆の至りである。

## 五、伝研移管の理由

移管の理由についてはいままで詳述したところで概略は尽きていよう。しかし在来重視されなかつたもつとも注目すべき見解として、最後に改めて三島椿軒の批判に触れねばならない。

研究所の移管問題の発生したる動機は、矢張り研究所内に在するのである。即ち近来の研究所なるものは、伝染病学の研究上頗る広汎なる部分に及ぼして、単に防疫と云ふのでなく、理学的化学的の深遠なる研究を為し、伝染病予防法規定外の疾病たる、結核。梅毒。癩病。癌腫。骨軟化症とどこまでも進出して、而かも其の論説する所往々大学側の主張を凌ぎ、単なる行政庁附属の研究所だが、大学だかの区別がつかなくなつて来た。即ち普通研究の範圍を超越した姿となつた。之れに反して、結核だの癩病だのの研究業績は、比較的遅々として進まないと云ふのが、又一方学者の疑問を挿ましめた原因である。勿論部分的には相当の仕事をして居るけれども、華々しいデフテリー血清発見の様な事が無いのが自からその貫禄を動揺せしむるの遠因を為したが、是は生理上自然の経過で、是非もない次第である（医海時報、十一月七日）。

一本文相の議會における答弁にも、この点に触れた個所を見ることができる。

伝染病研究所を創設したるはコッホのツベルクリンを発見したる当時にして肺結核の原因如何其治療法、狂犬病、窒扶斯其他万般の伝染病に対して研究を行はんとするもの而もこれ只研究に属し目前の行政に資するにあらず其独逸に於けるコッホのツベルクリンの如きも其後尚幾多の研究を重ねつつありて目下の細菌学は譬へば馬を壁に乗懸けたるが如く細菌学の研究より薬物学の化学的研究に移らんとしつつあり即ち其事業の性質より考ふるも文部省の所管に移すを当

然とす。尤も其衛生行政に關する血清痘苗の如きは之を内務省の所管となせるが是等についても尚研究の余地頗る多く血清の如きも我國にては一千五百位を單位とし米國の一万に比すれば甚だしく劣れり痘苗は今後も漸次改良を加ふのみならず広く民間に廉価を以て之を頒たん事を望めり此等の諸点より攷ふるも伝染病研究所の事業は國家的必須の事業にして個人的のものにあらず……伝染病研究所の移管も此目的（學問の獨立）に慚はしめん事を望み尚研究の結果を單に行政上に應用するのみならず之を後進にも利用せしめんとす由來學者の尊重すべきは學問の獨立的研究にして所管の移動は毫も研究其物を妨げざるなり（医海時報、十二月五日）。

すなわち學問の進展にともない、必然的に研究の方法あるいは内容に變化がおこることを指摘しているが、伝研はその歴史的要請を果して、ようやくあたらしい使命に脱皮すべき時期に直面していたと解するのが、あるいは一つの妥当な解釈ではないであらうか。伝研移管はその推移の複雑多岐な外貌にもかかわらず、本質的には單純な内面的必然の方向を指していたのである。

昭和四十二年伝研が医科学研究所と名称を改め、あらたな発足をなしたことは、いわば第二の伝研移管ともいうべき歴史的出来事であったが、何等社会的波紋をおこすことなく平静に終了した。おそらく大正三年の伝研移管もかくして起り、かくして終るべき小さな出来事であったのである。それがあのような劇的展開をとげたことについては、あまりにも目まぐるしい日本の近代化が、最初の學問技術の導入に成功しながら、主体たるべき人間の、内面的な革新による眞の近代的脱皮を果し得なかつたためではなからうか。そして少くともこの点に關するかぎり、天皇の權威にうらづけられた官学の最高の地位にあり、その牙城であった東京帝国大学こそ、その当然の誇りと共にもっとも大きな責任を負わねばならぬと私は考ふる。すでに百年の歴史をもつ過去において然り、現在においてもまた然りである。

もしも大正三年の伝研移管が、伝研内部の学問的發展に伴い、学者自身の發議により検討されて実施に至ったならば、さいきんの伝研の医科学研究所への改組と本質的には異なることのない、小さなしかし慶賀すべき社会的一事件にすぎなかつたであらう。

たまたま第一次世界大戰に際会して、政府の行政整理そのものが行きがかり上やむを得ず行われた印象が深く、伝研移管もきわめて慎重を欠く企画のまま実施された。とくに伝研所長北里に対する大隈、あるいは一本、江木らの態度は、官僚的独善のそしりをまぬがれず、根本的には学者を遇するの道を誤つたものである。北里の辭職は当然の結果である。

しかし伝研職員の連袂辭職については、はやく新研究所設立の意図をもらした北里に弟子が殉じたのであり、また幹部がその経営の經濟的見通しを誤つた点に若干の問題を指摘すべきであらう。

青山が自ら伝研移管を計画推進したかどうかについては、なお不明な点が多く断定はさしひかえなければならぬ。し彼は伝研（北里）に批判的であり、移管そのものに反対ではなく、少くとも積極的に阻止する態度に出なかつた点は十分考えられる。

緒方が血清痘苗を引き受けなかつたことは大学側にとり重大な問題であつたが、軍医総監森鷗外の全面的な協力によつて事なきを得た。他に青山の支柱として移管を具體的積極的に推進したのは、長与林らの少壮気鋭の学者であつたが、天皇制権力を背景とした官学アカデミズムの中には、勅令そのものは是非を論ずる空気はなく、学問の自由、学者の權威を主張した北里に対しても、きわめて表面的な同情を示すにとどまつた。

時あたかも大日本医会、明治医会対立のあとを受け、対峙拮抗のいきおいが当時なお尾をひいていたことも考慮せねばならない。これについては為政者がむしろ政治的観点から北里の影響力を懸念して、移管にふみきつたという觀察も、あながち理由のないことではない。

いずれにせよ伝研移管は医学界の底にひそんだ対流を激化して外に噴出せしめ、官学の優位を決定的にすると共に、日本的土壤の上に自らの力で延びようとしていた在野的勢力を屈服する結果をまねいた。そして医師としての共通の社会的

自覚までが、そのごさらに激化した官学私学対立の風潮におし流されたうらみが深い。

今日喫緊の問題は、医師個人としてはその内面的自覚による真の人間の近代化であり、国としては、とくに臨床医養成を主眼とした医学教育体制の根本的改革である。その点各専門学会における専門医制度の発足は、日本の医学教育制度の上に大きな進展を劃するものであり、さらに在来の医局制度の中心にあった学位（医学博士）制度の廃止は、やがては日本医療近代化のかなめとなるであろう。伝研問題は、これらの問題を示唆する点において今日なお現代的意義を失わないのである。

おわりにのぞみ、終始かわらぬ御懇切なる御指導御校閲をいただいた恩師、東京大学名誉教授、虎の門病院々長沖中重雄博士、東京大学名誉教授、順天堂大学教授小川鼎三博士、慶応大学教授大島蘭三郎博士に、衷心より謝意を表す。また資料閲覧につねに便宜を与えられた国立国会図書館、東京大学医学部附属北書館、及び研医会図書館（齋藤仁勇氏）に衷心より謝意を表す。なお資料の蒐集整理、内面的な検討、原稿の浄書などに御協力いただいた、赤羽園子、三井真名子、藤村英子の諸氏の労を多とする。

ちなみに本稿は、昭和四十二年三月三十一日に行われた日本医史学会総会での報告に、根本的な検討修正を加えたものである。主題の性質上、学恩浅からぬ先師先学の業績に、いたずらに至らぬ批判をあえてなさねばならなかったことを深く陳謝せざるを得ず、切に同学各位の御諒恕を乞う次第である。

(1) 内村祐之、「折り折りの人」⑤、東京朝日、昭和四十二年八月十一日。

(2) 「帝国大学が『国家ノ須要ニ応ズル學術技法』の研究・教授を存立の目的としていたことは、具体的には帝国大学が政府の必要とする官僚・技術者の養成と、かれらの職務遂行のための知識・技術の提供とを任務とすることを意味した。……帝国大学令なしし大学令にいうところの『国家』なるものが、天皇制国家という歴史的国家であるかぎり、その『国家』のために官僚・技術者の養成を担当する大学の社会的機能も、当然天皇制国家の歴史的役割に順応したものであらねばならなかった。」（家永三郎、「大学の自由の歴史」、一七〇頁、塙書房、昭和三十七年。）長与の態度は、帝国大学を基盤とする学者の歴史的品格を、具体的

に示していると言わねばならない。

- (3) 大正二年二月五日、尾崎行雄議會演説、「尾崎學堂全集」、第五卷、三九八頁、公論社、昭和三十年。尾崎の行った政府弾劾演説で、わずか二十分間であるが、議會始まって以来の大雄弁とされる。伊佐秀雄、「尾崎行雄」、一八六―七頁、吉川弘文館、昭和三十五年。

- (4) 「尾崎學堂全集」第五卷、三九六頁。

- (5) 古島一雄、「一老政治家の回顧」、一四四頁、昭和二十六年、中央公論社。

- (6) 美濃部達吉、「逐条憲法精義」、——家永三郎、「美濃部達吉の思想的的研究」、五八頁、昭和三十九年、岩波書店、より引用。「例えば美濃部を陷害しようとした上杉愼吉でさえも否定できなかったほどに、美濃部の『尊皇心』は炳乎たるものであった。

- (7) 思うに、明治憲法の制定、教育勅語の『渙発』を十七、八歳という少年期に迎え、日清戦争前後のナショナリズムの勃興期の中で学生生活を送って世に出た美濃部は、ちょうどその時期においてゆるぎなく確立された天皇制イデオロギーをその若年の柔軟な頭脳に深く刻みこんでしまったのであろう。」家永三郎、「美濃部達吉の思想的研究」、一〇一頁、

「大正デモクラシー時代に、自由主義的思想に立ってかがやかしい業績をあげた人文科学者（西田幾多郎、津田左右吉、柳田国男ら）が、美濃部と同様に皇室に対する敬虔な尊崇の感情をもっていた事実は、彼らの人間形成期の歴史的条件から共通に理解できるところがあるのではあるまいか。」家永三郎、前掲書、一一〇―一一頁。

家永はさらに、美濃部の法理論には、国家の歴史の実態の認識が極度に甘く、ために国家を過度に信頼する結果に陥ったこと、人民大衆への不信がこの国家への過信を導いたことを指摘し、彼が国家の歴史的本質を洞察し得なかつたことは弁護の余地がないと述べている。前掲書、一一〇―一一頁。

- (8) 家永三郎、「大学の自由の歴史」、二五〇頁。

- (9) 昭和十二年十二月十六日、長与総長以下職員学生九千人が、ブラスバンドを先頭に南京入城祝賀行進をおこない、ほとんど空洞となった東京帝国大学の構内、山上御殿では、この流れに抗して集ったわずか十数人の学生と数人の外来者をまえに、矢内原が祖国の「将来の滅亡の姿を見てひとり哀哭した」予言者イザヤの心境を静かに講義していた（藤田若雄、「矢内原忠雄」、一一―三頁、教文館、昭和四十二年）。南京占領直後に発生した有名な南京大屠殺事件を想起するだけでも（家永三郎、「太平洋戦争」、二一―四一―六頁、岩波書店、昭和四十三年）、長与の首唱した祝賀行進の歴史的意义は痛切な反省をわれわれに強いるものである。

- (10) 家永三郎、「大学の自由の歴史」、六四頁。

- (11) 「長与総長は善人ではあるが、いささか勇氣に乏しい人であった。……その形勢を見て敵は……私が十月一日藤井武記念講演会

で爲した『神の国』と題する短かい講演において、『日本の理想を生かすために、一先ずこの国を葬って下さい』と述べた一句を見つけ出して、これを長与総長に突きつけた。総長もこの言葉に驚愕して、もはや私を庇護する余地なしとして頭を下げてしまった。『矢内原忠雄全集』、第二十六卷、一〇六一七頁、岩波書店、昭和四十年。

矢内原の同僚であった大内兵衛も、このときの長与を評して、「内外の圧迫に対して抵抗力がなく、結局において自己の判断をたてることも実行することも出来ず、右往左往して問題をこんがらかしてしまった。」と述べている。座談会「大学の自治（第四回）」、「朝日ジャーナル」、一九六二年九月三〇日号、九五頁。

(12) 同座談会（第五回）、「朝日ジャーナル」、一九六二年一〇月七日号、八五頁。軍部あるいは政府、天皇等に対する根本的な批判を迫られるような事態に直面するとき、長与の態度はその本質的なもろさ弱さを露呈せざるを得なかったのである。「せっかくの大学者であり、せっかくの善人であったけれども、総長としては失敗でありました」（大内兵衛）と言われるゆえである。

(13) 伝研移管は緒方にとつても寝耳に水の出来事であり、却つて大隈青山らの措置に不快の念を持ち、むしろ道義的な面から協力を拒否したのだという意見もある（『日本医事週報』、大正三年十二月五日）。この際緒方が何故引受けなかつたかは、やはり一つの疑問として残る。

(14) （北里）博士は語りて曰く、「予の所管換決定を聞知せるは去る六日のことなりき……」（『日本医事週報』、大正三年十月十七日）、この決定を北里が誰から聞いたかは明らかでないが大隈からと解するのが妥当であろう。

(15) 「北里柴三郎伝」、一六六頁、この中の「断ジテ御断り申上候」の一節が、あるいは資料一三にある声明として誤り伝えられたのではあるまいか。

(16) 「扱かく致しますと如何に政府委員が伝染病研究所を維持されても、如何せん玉がない。大黒柱がないから芝居にはならぬのであります。右の次第でありますから、研究所は文部省の所轄に於て之を遣りました所が詰り効能はありません。又金をかけて遣りました所が無効に帰します云々」。前掲書、一六四—七頁。

(17) 森鷗外、「二学者の遭遇」、衛生療病志、四二号、明治三十六年。

(18) 「近代名医一夕話（第一輯）」、二二八頁、日本医事新報社、昭和十二年。

(19) 「北里柴三郎伝」、二六四頁。

(20) 当時石黒忠憲は長与専齋とも相談して、是非大学に衛生学の他に細菌学の一講座を設くべしと大いに文部当局を説いたが、大学には北里の要求を充たすべき余地がないとはねつけられた（石黒忠憲談、「東京医事新誌」、第一八九五号、二三七三—二三八〇頁、大正三年十一月七日）。

(21)

加藤弘之、蘭学を学んで幕臣となり、維新後政府に入り、一時天賦人權説を主張したが、板垣退助らの民撰議院設立建白には時期尚早として反対、自由民権論にも反対の立場をとった。明治十年以後、東京大学総理・総長・貴族院議員・枢密顧問官・帝國学士院長等を歴任、官学の中心となると共に、キリスト教迫害煽動の役割をも果した。常に「政府的権力主義の立場を離れなかつた碩学」であつた(田畑忍、「加藤弘之」、一八九頁、吉川弘文館、昭和三十四年)。

(22)

鷗外はこの問題に関し、「頃日脚気菌ノ問題世間ニ囂シカリシ程ニ伯林ニ客タル友人北里柴三郎ハ先輩タル緒方博士ニ対シテ憚ルサマモナクオノガ意見ヲ述ベシヲ恩少シトモ云ヒ徳ニ背ケリトモ云フ人アレド、コハ必ずシモ然ラズ、北里ハ識ヲ重ンゼントスル余リニ果テハ情ヲ忘レシノミ」と論じた(「東京医事新誌」、明治二十二年六月八日、第五八四号)。これに対し北里は伯林より書を鷗外に寄せ、「生は情を忘れたるものに非ず私情を制したるものなり。」と衷情を披瀝し、「世人、生を呼んで頼となし狂と称し恩少く徳に背けりと云ふも其は世人の評に放任せん只り歎息するは我邦の医学真道を踏み迷ふて岐路に陥らんとするの傾き今日に顕はれたるを之のみ邦家医学の爲めに憂苦罷在候」と述べた(前掲誌、九月二十一日、第五九九号)。

(23)

北里の帰国後も伝染病研究について宇野、佐々木らとの交渉があつた。しかしその態度には伝える人によりかかなりのへだたりがある。

「恰度明治二十四年頃だ。コッホの細菌学の研究が段々評判になつて来たので、僕(青山)は東京市の伝染病院で伝染病の研究をしたらよからう、といふ事を三宅に相談した。スルト三宅も賛成して、それでは今度帰つて来た宇野と佐々木と北里の三人を主任にしてやらう、君は気の毒だが主任にすることは出来ない、といふて来たが、僕は之に賛成してやつた。そこで三宅から北里に相談すると、北里は自分が一人主任ならよいが、三人主任ではイヤだと言ふてハネ付けてしまった。三宅も当惑して、ドウもこれでは大学の威信に関するといはれたが、僕はナニ構ふことはないと言つて、結局、佐々木は内科に、宇野は外科に行く、そして北里はオレは文部省などの厄介にはならぬと傲語して、別に伝染病研究所を創めたのだ。」(青山談、「日本之医界」、第一一三号、大正三年十月二十五日)。

「私が北里君に大学に来て宇野と佐々木と三人で研究して呉れと言つたのは今の様な細菌学の事ではなく其後評判であつたツベルクリンの事で、其交渉は北里君の処へ行つたのは同医の研究所が愛宕町に出来上つて其落成式に呼ばれた前後だつた。ナニ其時北里君の話は、自分はコッホが独逸で行つて居る通りコレコレの方法で細菌学の研究をする積りだから共同では出来ないといふ事であつた。私は説明を聴いて最もな話だと思つて、北里君に来てもらふ事も断念した。其時の交渉は双方共十分打ち解けた緒士の応対で、私が大学を肩に於て圧迫したのでもなく、又北里君が大学を嫌つたわけでもない。それを青山君の方が感情だろうよ。」(三宅秀談、前掲誌、第一一四号、大正三年十一月五日)。

「近代名医一夕話(第一輯)」、一二八—九頁。

明治十二、三年の海外留學生を例示するとつぎの如くである(入沢内科同窓会、「入沢先生の演説と文章」、一一〇頁、克誠堂、昭和七年)。

発航年月	在留国名	学科	年限	費用	人名
明治十二年十一月	独逸国	産科及婦人科	三ヶ年	路用六百円 一ヶ年英貨百九十磅	清水郁太郎 広島県士族
同	同	病理及病理解剖	五ヶ年	同	新藤二郎 愛知県士族
同	同	眼科学	三ヶ年	同	梅錦之丞 島根県士族
明治十三年十一月	同	解剖及組織学	同	同	小金井良精 新潟県士族
同	同	生理及衛生学	同	同	緒方正規 熊本県士族

いづれも士族の子弟である点は注目されるが、これは決して医科だけのことではなく、犬養毅が慶応義塾に在学した当時(明治九—十三年)、学生の中九人までが士族の子弟であつたし、大隈重信が東京専門学校(後の早稲田大学)を創立した時も、入学者の十分の七は士族出身であつたという(淡野安太郎、「明治初期の思想」、三〇頁、勁草書房、昭和四十二年)。「幕末から明治の初期にかけては、西洋に留学しまたは旅行して新知識を得、それによって思想界の指導者となつたものに武士出身のものが多かった。これは西洋の文物を採取することが政府及び諸藩の事業であつたからである。」(津田左右吉全集、第八卷、四九五頁、岩波書店、昭和三十九年)。そして取りのこされた一般社会の中には尊重すべき知識経験の少なからずあるにもかかわらず、新しい知識層はそれ以外のものを無知蒙昧ときめつけてはばからぬ一面を持った。彼ら自身外国を万能と見るような根本的な卑屈さをまぬがれていなかったにもかかわらず、それぞれの程度で新しい権力の座に坐つただけの理由で、被治者の地位にいるものを卑屈なり反動なりとする傾向がいちじるしかった。

ペッテンコオフェルはコレラ流行にはかならず土地の季節的素因のあることを唱え、一八八二年コッホのコレラ菌発見後も自己の主張を捨てず、一八九二年十一月二日、みずからコレラ菌の肉汁培養を嚙下して大胆な実験を行ない、さいわい軽症で恢復した。当時これを伝え聞いた鷗外が、「前代未聞の美拳」と称揚したのに対し、北里は学問的な疑点をあげて実験そのものを具体的に批判し、決してペッテンコオフェル自身の説を「確証するに足らず」とした。両者の着眼の差は歴史として、(医海時報、明治二十六年三月六日)。

現在大学内部においてこのような批判が忌憚なく行われているかどうかはやはり問題であろう。少くとも現行制度における、たとえば大学教官の任用は公募や公開試験によらず、ほとんど教授の推薦による習慣であるから、内部での昇任を願うものも、外

(28)

部への就職をのぞむ者も、教授あるいはこれに直結する上任者に迎合する傾向をきたす危険すくなしとしない。学問的研究においてさえ、自らの興味を執拗丹念に追求して新しい分野を拓くよりは、安易に教授より与えられた課題を果して我が事やむとなすが如き、あるいはもっぱら教授のよろこぶ研究に終始してそのまま医局を去るが多き、研究者の人間としての態度に考え及ぶとき、果して近代的研究と称するを得るや否や、いささか疑いなきを得ない。「良心を失わず、自己の確信によって、自己の研究の主題を定めること、これが第一義である。どうゆうものでなければとゆうようなことを他人によってきめて貰うのではない。自分の全身心の苦悩によってあくまでわが良心とわが体験とわが確信とによって求め定めるのである。……政治上の官僚主義が醜悪なように学問上の官僚主義は笑うべきものだ。先日東日紙の「余録子」は、「東大に大学制度審査会が生れて学制改革に乗り出す、大学令の趣旨に対し現状では不満足だといふのであろうが、しかも世人の不満足は、東大の最も多く生産した官僚そのものにあるのだ」といったではないか。(羽仁五郎歴史論著作集、第四卷、一一一—一二頁、青木書店、昭和四十二年)。

北里は熊本医学校では浜田玄達や緒方正規の同輩であったが、北里の上京がおくれたために、明治十七年大学を卒業して内務省衛生局に入った時には、緒方はすでに欧州留学を終えて帰国し、内務省御用掛を兼ねて、衛生試験所で細菌学研究を始めており、内務省雇員たりし北里はここで緒方より細菌学の手ほどきを受けた。この縁故から北里はきわめて恬淡に緒方の門弟代表としての祝辞を引受けたのである。

(30) (29)

「細菌学雑誌」、第一七五巻、七六頁、明治四十三年。「北里柴三郎伝」、一八三—一九〇頁。

「斯様な次第で緒方先生は学問といふもの殊に医学といふものは、実験的にやらねばならぬといふことを、其の当時彼の地に御出になって逸早く看破されて、さうして自らは行はれて、我国にお持帰りになって、吾々後進者を御指導になったのであります。之は今日考へますれば些事のようにも思はれませう。……併し時世を考へねばなりません。その当時の留学生諸君には誰も気分附かれなかつたといつても差支ない程の事を先生が気づかれたのです。今吾々後進者に医学は必ず之を実験的にやらねばならぬ事を示されて、指導されたのは緒方先生であつて、全く其の識見の賜であることは決して過言に非ずと思ひます。」緒方はここに一人の理解者を持ったのである。

(31)

帝国大学教授として、もつとも典型的な意識の持ち主であつた井上哲次郎が『内地雑居統論』において、論争の相手に対し「氏は僅に東京専門学校を卒業したる位にて、我輩の著書を批評すべき力なきは、固より論を俟たざるなり」とか「氏杯が大学の教育をも受けずして、をこがましくも優勝劣敗等の事に嘴を容れ、学者を以て自ら居るを以て之を觀れば、我邦文学の程度の卑きこと、推して知るべきなり」とかいう罵倒を加えているのは、大学教授の特権意識をその極限形態において示すところの、興味深い文字とするに足りよう。家永三郎、「大学の自由の歴史」、一七四—一七五頁。彼はまた京都哲学勸興の皮肉な恩人でもあつた(大

島康正、「井上哲次郎」、朝日ジャーナル、一九六二年九月三〇日号三六（四一頁）。鷗外の留学中在独し、若干の交渉があった。伝不詳。

(32) 明治三十三年（一九〇〇年）の北清事変を契機としたロシアの満州侵略にふんがいた近衛篤鷹、頭山滿一派の対露強硬論に、当時東京大学教授たりし戸水寛人、富井政章、金井延、松崎藏之助、寺尾享、さらに学習院教授たりし中村進午の六博士が加わって世論喚起のための運動をおこした。明治三十六年以後六博士の中から松崎が抜けて高橋作衛、小野塚喜平次が参加した後、小野塚が抜けて建部遜吾が加わるが、意見はさらに急進的となり、七博士が桂首相を訪ねて即時開戦を主張し政府の政策に反対するにおよび、政府はついにこれを不当として文部分限令により戸水を休職とした。東大側ではこれを大学教授の言論研究の自由の侵害となし、教授らが結束して総辞職を宣してはげしい抗議を行ない、文部大臣久保田譲はついに責を負って辞職した。これを戸水事件という。

(31) 家永三郎、「大学の自由の歴史」、三九—四〇頁より引用、なお同氏著、「美濃部達吉の思想史的研究」、二〇二—六頁、岩波書店、昭和三十九年、を参照せよ、

(30) 精神的には北里の指導者とも考えられる福沢は、明治十五年刊行の「帝室論」や、同十六年刊行の「学問之独立」において、「全国の学校は其時の政府の文部省に附属し、教場の教員に至るまでも政府の官吏にして、政府の針路一変すれば学風も亦一変するが如き有様にては、天下文運の不幸これより大なるはない」点を指摘しており、明治三十二年伝研が国立となる際には、「研究所を挙げて一切足下の指揮に任せ、足下を信頼すること今と毫も交らぬならば官當も宜しからう、然し政府も人である、今日の方針が永久に蹈襲されるものと思つてはならぬ。足許の明るい間に万一の際独立独行の出来る用意をして置く事が肝要だ」とくり返し北里に注意を与えた。福沢は杉田玄白の「蘭学事始」を古典として普及せしめた功労者であるが、明治二十三年第一回日本医会総会が、杉田玄白、前野蘭化、大槻馨水らへの贈位を申請した際には、福沢はそれが真に学者に報いるゆえんにあらざることを痛論して一人敢然と反対し、「左れば、医学会の人々が、果して能く官途の俗臭を脱して、本来自身も学者たる其学問の本色に立戻り、真実斯道の尊きを知りて、学事社会に一種独立の榮譽ありとの事を会心したらば、贈位の事は思ひ止まり、別に先人の為を追善の法もある可し」と述べた（『福沢諭吉全集』、第十二巻、四〇九—四一四頁、岩波書店、昭和三十五年）。また明治二十四年、大槻文彦の「言海」出版記念の祝宴に際しては、その出版を心からよろこびながら、しかも伊藤博文らの政治家と世間的な序列にしたがって同席することを峻拒し、「学問教育の社会と、政治社会とは、全く別のものなり。学問に縁なき政治家と学事に伍を成す、既に間違なり、況んや、学者にして政治家に尾するが如き、老生杯の思寄らぬ所に御座候。」と言った。（『続福沢全集』第六巻、一九一—三頁、岩波書店、昭和八年）。

この先師の精神をつぐものとして北里の態度をみれば、大学側の人々の言行と対比して、読者自から理解するところがあろうか。なお後年北里が「学問の神聖と独立」(三田評論、第二十一号 一五—一九頁、大正四年二月)について述べたところも、この趣旨に出たものである。

(36) 伊沢多喜男は長野県出身の官僚政治家で、和歌山、愛媛、新潟の各県知事、台湾総督、東京市長を歴任したが、民政党系の政界黒幕として権謀術策を以て知られた人物である。第二次大隈内閣では大正三年四月より四年八月まで警視總監をつとめ、内相大浦兼武の有名な選挙大干渉の際、直接警官を指揮した責任者であった。もっとも「伊沢多喜男伝」(一〇九頁、羽田書店、昭和二十六年)は、伊沢の公平な選挙取締りを主張し、与党の大勝はひとえに大隈個人の声望によるとしている。

(37) 「思い出の青山胤通先生」、四〇九—四一四頁、昭和三十四年。

(38) 「北里研究所五十年誌」、八一〇頁。

(39) 厚生省医務局、「医制八十年史」、八〇六—七頁、昭和三十年。

(40) 大正三年当時、医学部をもつ大学は官立の東京、京都、九州(福岡)の三校であった。

(41) 大正三年当時の医学専門学校は、岡山、長崎、千葉、金沢、仙台、新潟(以上官立)、大阪、京都、愛知(以上公立)、及び東京慈恵学院、東京女子医学、日本医学(以上私立)の十三校であった。

(42) 明治十二年の医師試験規則(明治十二年二月二十四日、内務省達甲第三号)においては日本官立大学及び欧米諸国の大学の卒業生については無試験制度をとっていたが、明治十五年に至り、地方医学学校の発達と、地方医学奨励の趣旨から、一定の条件をそなえた医学校(官立及び府県立)の卒業生は、試験を要せずただちに医師の開業免許が下附せらるることとなり(明治十五年二月十七日太政官布達第四号)、医学校卒業生の無試験制度が拡大された。明治三十八年にはあらたに私立医学専門学校のうち、とくに文部大臣の指定した学校の卒業生もこれに含めることになった。

(43) 明治十六年十月二十三日太政官布達第三十四号医術開業試験規則による。試験実施の所管は当初内務省であったが、明治三十六年四月文部省に移管され、昭和四年ふたたび内務省に移管された。試験は二期に分かれ、前期には物理学、化学、解剖学、生理学、後期には外科学、内科学、薬物学、眼科学、産科学、臨床実験が課せられた。大正二年九月十三日医師試験規則(文部省令第二十七号)が制定されると共に、医術開業試験は廃止された。

(44) 明治十年八月十六日内務省達乙第七十六号、「維新以来該術ヲ以諸官庁及地方公立病院ニ奉職従事シ主トシテ医療若クハ教授ノ任ニ当リタル者ハ志願ニヨリ試験ヲ不須直ニ免状可交付候条……」。明治十年達の奉職者であっても明治十六年十二月までに願ひ出た者に対しては同様の取扱いがなされた。

明治十五年三月二日内務省達乙第十四号、「從來開業医ノ子弟ニシテ其助手ト相成居医業ヲ以テ家名相統致度輩八年令当明治十五年六月満二十五年以上ノ者ニ限り從來開業医ト看做シ不要試験開業許可ノ証ヲ与ヘ不苦候条……。」これは明治十五年八月まで認められた。

明治十六年十月二十三日太政官布告第三十五号医師免許規則第五条、「医師ニ乏キ地ニ於テハ府知事稟令ノ具状ニヨリ内務卿ハ医術開業試験ヲ経サル者ト雖モ其履歴ニヨリ仮開業免状ヲ授与スルコトアルベシ」によって定められた制度であるが、弊害を伴うため次第に制限嚴重となり、明治三十九年の医師法により改められ、以後新たな免許は行われなくなった。

明治医学会は東京大学卒業生をおもな構成員とし、医学的専門知識の水準からいえば、他の専門学校卒業生あるいは開業試験合格者よりはるかに高かったことは事実であろう。しかも大日本医学会に対する彼らの駁論の少なからぬものが、指導的立場にある者の使命感というよりは、むしろ低級な医師に対する優越感による発言を疑わしめる点が少くない。結果的には医師たる共通の場における連帯感も育たず、日本における職業的階層としての医師には分裂と反目が一つの特徴をなすかの印象をさへ与える。当時ようやく育とうとした医師の社会的自覚は、官学アカデミズムの特権意識によって圧殺されたとも言えよう。これは一つの重要な問題として後日の検討をまたねばならないが、具体的事例を一つあげておこう。東京帝国大学では正規の教育課程（本科）ではかぎられた少数の医師しか養成できず、明治初期の西洋医不足の深刻な事態に対処しがたいために、明治八年通学生（別課「医学生」）の制度を設け、日本語を以て教授し四ヶ年で卒業するとすぐ医師になれる道をひらいた。「本科は単なる医師養成というより医師養成のための教師や直接西洋医学に接触しなければならぬ医師の養成が目的であって、医学西欧化の本命は実は別課の医学教育であるとみられていた」（『日本科学技術史大系』第二十四巻、二二二頁）、しかも本科の学生は別課生を非常に軽蔑して、「インゼクト（昆虫）」という綽名を付け、別課生を見ると、「あ、あれはインゼクトだ」と罵った、「入沢先生の講演と文章」一〇七八頁）。このような特権意識、派閥主義は、要するにまだ脱却しきれぬ封建的前近代的な階級意識をそのまま近代医学の外貌の下に温存したものであった。明治十二年四月、明治天皇の医学部臨幸の際にも、本科生子科生別課生の整列の順序のことで大紛擾をまきおこしたと伝えられている（前掲書、一〇七八—九頁）。

東京大学医学部別課出身。ドイツに留学し耳鼻咽喉科学を修めたが、自ら町医者を以て任じ終生変らなかつた。移管当時の大日本私立衛生会理事長。傲岸、人を許さぬ一面を持ったが、北里とは終生親交があった。

「自分のもとに始めて北里が来た時は日本人にしては能くドイツ語を話すのに驚いた位にすぎなかつた。ある日北里は自分の部屋に来て破傷風菌の純培養を成し得たといつて一本の試験管を示した。しかし破傷風菌の純培養は老練のフリツゲらが数年間苦勞したが遂に成功しなかつた難問題であるから容易に信用できなかつた。然るにその後間もなく北里は破傷風菌のゼラチン培養

(50)

を持ち来つて研究成績を告げた。……次で北里が研傷風菌の純培養を得た方法と順序を親しく聞くに及んで自分は彼の非凡な研究的頭脳と不屈の精神とに驚いたのである。」コッホ談、志賀潔、「或る細菌学者の回想」、一四二頁、雪華社、昭和四十一年。

高野六郎、「北里柴三郎」、一五二—三頁、日本書房、昭和四十年。また伝研における北里の有名な弟子の中には大学出身でない者が何人もいた点も注意すべきであろう。細菌学界の先達として著名な浅川龍彦は高知県立医学学校より済生学舎を經、遠藤滋は仙台第二高等学校医学部を卒業して伝研に入り、梅野信吉は東京獣医学校に學んで伝研に入った。時代がちがうとはいへ、いわゆる秀才コースや学園街道とはおよそ縁どおいところを、自力でふみのぼりながら世界の細菌学界に登場するまでの刻苦精勵を思いみるべきであり、同時に学者としての素質をみぬいて無名の青年を自分の門に迎え、鍛えあげた北里の包容力と指導力もまた讃嘆すべきであろう。こうした進学の路も伝研移管によってほとんど崩壊することとなった。(志賀潔、「或る細菌学者の回想」一六八—一八四頁)。畢生の研究によって一挙に一流科学者の列に入ったドイツの物理学者オームは現実には彼が田舎教師にすぎなかったという理由で学界から鼻であしらわれ、彼の有名な法則も、長く葬られたままであった。ここに十九世紀のドイツ科学の後進性があった。当時のイギリスでは、学界の指導者は学歴や学園を無視して幾多の若い埋もれた人材を科学的研究に登用した。フアラデーもその一人で、これは産業革命を背景として盛上ったイギリスの自由主義の賜物であった(ダンネマン、安田徳太郎訳、「大自然科学史」、第七卷、二三四—五、六一—七頁)。伝研移管の功罪は、かかる面からの考察をも必要としよう。

(52)

(61)

「医学教育の体制に關しましては、ご承知のとおりわたくしは日頃からその實際的な臨床の面を、日本にとつて特に重要であり、必要であるとして強調するよう努めて参りましたが、これは理論的学問的の面に重きをおく人々から、しばしば非難的となつたところであります。」「ベルツの日記」、第一部下、六七頁、岩波文庫、昭和二十七年。

多数の患者が救護をうけに來た。但し常に比較的地位の高い役人が多くて、比較的貧しい庶民階級からは一人も來なかつた。……私的救護を受けるのは上流社会、ことに役人の特権かのように思われていたのであった。……医師そのものに区別がある筈はない事、同じく病人にも総べて貧富、上下の差別は無いという道理を、殊に江戸出身の生徒すらも理解し得なかつた。ポンペ、「日本における五年」、(荒瀬進訳)、「日本医史学雑誌」、第八卷、第一、二号、三六頁、昭和三十三年。

(54)

「日本に権力の偏重なるは治ねく其人間交際の中に浸潤して至らざる所なし。」「我國の文明を西洋の文明に比較して、其趣の異なる所は特に此権力の偏重に就て見る可し。」「福沢諭吉、「文明論之概略」、一八二頁、岩波文庫。日本文明の基本的一面として福沢の指摘したとき「権力の偏重」の見られることはたしかであつて、実に前人未発の卓見と称せらるべきであつた(家永三郎、「啓蒙史学」——「日本歴史講座」第八卷、一四九頁、東京大学出版会、昭和三十三年)。

「青山博士の解屍に従事せられし所は避病院の物置場にして僅に六畳敷位のものに過ぎず此室に一方に三尺四方の窓と入口半間の戸あるのみにして室内の三分の二は土間三分の一は高さ三尺余の床板を敷きたるを以て屍体は此床板上に置き解剖に従事し青山博士は土間に立て刀を執らるに當りては助手は床板上に在りて中腰に屈み或は解屍の補助をなし或は筆記の勞に當らざるべからず特に困難なりしは死体解剖を支那人に知らしむれば如何なる暴行を我々に加ふるやも計り難きを以て其通行時は窓を閉て窓外より見ることを得ざらしめざるべからず筆記者は窓に近き僅かの光路によりて之を記載せんと欲すれば屍体の変化を見る能はず又博士の言を聞き取るに難く加之室内の温度は漸く増して顔面の流汗は髭を伝へて点滴し全身は淋漓として着衣を湿ほし其状実に言語に絶へざるものありたり、扱六月十四日始めて解屍に従事せしより爾來十五日間に黒死病十八体実扶斯一体都合十九体を解剖し其内本邦人二名印度の婦人一名余は尽く支那人なりし。此際使用に供せし解剖具は二組なりしも数多の解屍の為に刃刃は欠けて鋸の如く鋸刃は落ちて円くなり殆ど用をなさざるを以て……。」(木下正中談、中外医事新報、第三四五号、九四六―五一頁)。青山罹病危篤の報がとどいた際も、夫人は「主人も出張の際「今度は生きて還れぬかも知れぬが研究だけは立派に為し遂げて置かねばならぬ」と非常な決心で出掛けたので最早無き命と諦めている」と少しも取乱した態度を示さなかつた(「青山伝」、七四―五頁)。

66 John Z. Bowers; "Medical Education in Japan", p. 45, Harpers and Row, N.Y., 1965.

67 ジョン・パウアズ、(原島進訳)、「日本のインスタン制度と学位制度について」、日本医事新報、第二三五〇号、二五―二八頁、昭和四十二年六月十日。

68 William B. Wartman: "Medical Teaching in Western Civilization", p. 255-281, Year Book Medical Publishers, Inc., Chicago, 1961.

69 高橋眺正、「医学教育はこれでよいか」、「自然」、第一八巻八号、五〇―五六頁、昭和三十八年。

60 William B. Wartman: *Ibid.*, p. 238.

61 筆者が大恩を受けた先輩、増田繁雄は小学校時代より魚類の研究をはじめ、昭和十六年念願の東大動物学科を卒業、やがては教授を約束された俊秀であったが、そのまま応召。昭和十八年、陸軍上等兵として初年兵受領のため東京に来た際、わずかな面会の時を与えられた。そのとき「自分は本當にせいたくな学問をさせていた。本當にしあわせだったと思う。感謝こそあれ何の後悔もない。いまは同僚と苦勞をわかち合いながら生きてゆく、これが人間として一番真実な道なのだ、よろこんでまた大陸へ帰ってゆくよ。」と語り、手を握り合ったのがさいごとなった。昭和二十四年復員してさらに半年後、はじめて私は彼がビルマで戦病死していたことを知った。動物学をせいたくな学問と言い、それを学んだ自分を幸福と感じ、そして一兵卒として戦野

に身を投じ悔いなく去った、謙遜にして誠実なこの先輩のおもかげを私は忘れることができない。学問のための学問ということ  
を私も知らないのではない。しかしそれを当然のこのように揚言し、現実の労苦と忍従の道を蔑視するやからに對しては、い  
つか応える所ありたいと思う。

(62) 沖中重雄、「医師と患者」、三三〇頁、東京大学出版会、昭和四十年。

(63) しかしこれとても専門医の意義あるいはその限界についての反省は常に必要であるのみならず、たとえば近年イギリスにおい  
て、すでに百年に近い歴史を持つ各専門病院が、地区毎に大きく統合せられ、各地区の基礎医学研究施設と直結して新たな学問  
的展開を企図しつつあることも忘れてはならないであろう。小規模の医科大学が林立して、分化もなく統合もなく、各個ばらば  
らにただ存在している日本の実情は、まことに超近代的でさえあるといえよう。道は未だ極めて遠いのである。

(64) ジョン・パウアズ、前掲誌、二八頁。学位制度廃止は決してあたらしい問題ではない。「之を有する者には非常に有り難きが如  
く、之を有せざる者には非常に羨しきが如く見え、其性質は正に学者が最高の名譽の標準たるべくして、実際は玉石混合、真学  
者も曲学者も無学者も之を有し、学閥を擁護する唯一の堅壁となり、青年学徒を意気地なくする去勢薬となり、俗人を信仰せし  
むるには上等の神符となり、學術の研究を奨励せずして、却つて之を阻害する傾あるものは、今の博士たる学位ではないか。こ  
れあるが為に学者の良心は麻痺し、これあるが為に学閥が跋扈し、これあるが為に学界が墮落し、これあるが為に日本の医学が  
進歩せず、これが為に延びて我が医界の風紀を攪乱しつつあるに至りては、学位問題は中々容易なる問題ではない。而して其今  
日に到れる所以、学位そのものの罪か、將た之を授くる方法を誤れるの致す所か……。」「日本之医界」（大正四年一月一日）  
は、学位問題について、各方面の意見を求め、三十余名の回答者中、藤浪鑑（京都医科大学教授）、高木友枝（台湾總督府医学  
校長）、石原誠、久保猪之吉（ともに九州医科大学教授）の四名がすでに学位全廃を主張している。

(65) 「御前会議」とか「殉死」とかいう言葉は、やはり当時の伝研内の空氣の一面を伝えるものであろう。

(66) 高野六郎、前掲書、一〇八一—九頁。

養生園は欧州のサナトリウムにならつて建てられた日本最初の結核療養所で、福沢諭吉が北里にすすめて明治二十六年開設させ  
た。施設は二千余坪、収容患者は二百名に達した。事務長は田端重晟で、北里の研究活動の資金は養生園によって蓄積された  
(「北里研究所五十年誌、七頁）。この資金によって伝研移管後新設された北里研究所は、大正四年十一月完成したが、敷地総面積  
二千五百余坪、建物七百七十二坪、総工費二十余万円であった（前掲書、三一頁）。

結局明治二十六年より大正三年に至る二十年ほどの間に、当時の金にしてほぼ三十万円の巨額を主として養生園の収入の中よ  
り蓄積し得たことになる。この間養生園では莫大な量のツベルクリンを使用しており、学問的にはその治療法としての評価をい

ちはやく失っていたと見られるツベルクリン療法が、引続き養生園における治療の中心にあつたかと推定される（高野六郎、前掲書、五八一―六一頁）点については、いささか感慨なきを得ない。結核の研究とくに治療法の完成を北里が終生の念願としていたことについては疑いの余地がない。しかしか細菌学者として卓越した北里でも、臨床的觀察、あるいは薬剤の効果判定等については、本来十分な素養がなく、そのことが北里に指導された養生園におけるかかる長期のツベルクリン過信となつてあらわれたのではあるまいか。また後年の古賀液問題にはこうした要因も加わつていたのではあるまいか、いずれにせよかかる巨額の蓄積がなされた理由については、当時の歴史的状況に立ちかえつて検討すべき問題がなお残っていると考えざるを得ない。

68 血清製造事業を国営に移すのにとくに反対したのは福沢諭吉であつた（「北里伝」、一五八頁）。その福沢の意見に従わなかつたのは北里としては珍らしいことであつたらう。

59 血清痘苗製造における在来の伝研あるいは北里の貢献をほとんど無視した言いかたである点に注意しなければならない。

70 「北里研究所五十年誌」、八二五―六頁。

71 シュライオック、「近代医学発達史」、三四七―九頁。

72 「東京大学医学部百年史」、六〇九―六一六頁、東京大学出版会、昭和四十二年。

## 目次

### (其の一) 一、緒言

#### 二、伝研移管問題の概略

#### 三、大隈内閣の成立と其の役割

#### ——伝研移管問題の歴史的背景

#### 四、伝研移管の歴史的経過

### (其の二) 五、考察

#### (1) 移管の發議者

#### (2) 大隈重信

#### (3) 青山胤通

#### (4) 森鷗外

(其の三)

(5) 長与又郎

(6) 北里柴三郎

六、伝研移管の理由

七、結語

## 増補

本稿が三回に分載する他なく、その間約六ヶ月を経過したため、その後入手し得た資料によっても若干の増補を行なわざるを得なくなった。

因に(其の一)としたのは本誌第十三巻、第三号、(其の二)は同じく第四号に掲載された分を夫々さすものである。

○(其の一) 一四頁九行、中名生は「ナカミヨウブ」と読む。

○(其の二) 二三頁末行以下、「医海の長老である石黒忠恵が……に足るであらう。」の一節については、たまたま福島を旅行中であつた石黒が、留守中衛生局長その他から再三電話のあつたことを知り、帰京後の十四日大隈を訪れた所、伝研移管は閣議で決定し、既に今日の官報に勅令が出て居ることを聞いて致し方もなく、大隈が必ず北里に逢つて留任を懇望することをすすめたが、結局顧みられなかつた、というのが事実のようである(石黒忠恵談、「伝染病研究所移管に就ての実話」、東京医事新誌、第一八九五号、二三七三—二三八〇頁、大正三年)。

○(其の二) 二七頁一〇行以下、「やはり青山の言として伝えられる如く、評議会に諮問はあつたと解するのが、当時の制度の上からみても穩当ではあるまいか」。に、左の一節を補足する。

しかしこれについては、「本月に入り愈々閣議に上らんとするに至れるより去月下旬一木文相は、私かに山川総長と青山学長を招き、問ふに研究所を大学に合併するを以てし、基晩において果して大学に之を引受くる成算ありや否やを以てした」(「日本之医界」、大正三年十月二十五日)の記事は、やはり無視する訳にはゆかない。というのは、当時の歴史的条件下では、大学総長が評議会とは比較にならぬ大きな独立権限を持ち、しかも文部省との関

係も総長単独で処理し得る仕組となっていたのが、大学管理制度の実際であり、その限りでは政府と大学との関係の処理には常に総長の此の独立権限が利用されていたからである（家永三郎、「大学の自由の歴史」、五〇―七七頁参照）。とすれば必ずしも大学の評議会の議決をまつまでもなく、総長と文相との話し合いで事が運ばれたとしても、決して不思議はないのである。

○（其の二）三四頁九行以下、「父は政治家の方に向う野心をかかなり持っていた」、に次の一節を註として加える。

しかし、いかに鷗外が「戦斗的」であったとしても、「政治論を書く」ことは慎重に避けられているし、その活動は「不都合のあるべき管が」ない範囲を充分心得た上のものであった（生松敬三、「森鷗外」、一一八頁）。この点、鷗外がファイルヒョーに傾斜する心を持つといっても、「私は医学上の信条を、政治上、社会上の信条と融合させて一つにしております。自然料学者としての私は、共和党員にしかなることができません。共和国は自然の法則と人間の本性に由来する要求を実現させる唯一の形式です」（ダンネマン、安田徳太郎訳、「大自然科学史」、第八卷、一二八頁、三省堂、昭和三十三年）と言ったファイルヒョーとはかなり異なるのである。

○（其の二）三五頁一五行以下、「また大学を偏重する考えのあったことも当然であろう」。の一節に、左の一節を註として加える。

これに対し鷗外は自ら弁明して、「余們が大学より出でたる医を信すること深きは、その官校に出できといふを以てにあらざして、その出でたる所の官校の偶能くこれをして充分なる観察を積ましむるを以てなり。余們が内務考試より出でたる医を信すること浅きは、その私校に学びきといふを以てにあらざして、その学ぶ所の私校には、当今一も能くこれをして多く観察に必要なる機会に遭遇せしむるものあらざるを以てなり」と言っている（「衛生療病志」、第五三号、明治二十七年）。

○（其の二）三九頁一二行に次の一節を加える。

なお西沢は「サイザワ」と読む。塩沢香氏の御教示による。

## Summary

The institute for infectious diseases, so-called "Denken of Tokyo", started as a private organization in 1892. It was made governmental in 1899, and grew up rapidly to the world-famous, big institute, comparable with Koch's Institute in Berlin, or Pasteur's in Paris. Its director was throughout Shibasaburo Kitasato, the great bacteriologist, and the staffs were his pupils, all distinguished in this field of medicine. And the activity of this institute was firmly connected with the hygienic welfare of the whole people of Japan.

Suddenly in 1914, this institute was transferred from the Ministry of Home Affairs to the Ministry of Education, and became to belong to the Faculty of Medicine, Tokyo Imperial University.

In the present paper the circumstances concerning the transference were minutely considered. Shigenobu Ohkuma, Prime Minister, and at the same time Minister of Home Affairs, was an intimate friend of Tanemichi Aoyama, then Director of the Faculty of Medicine of the University, who had shown dubious attitude toward the activities of this institute. Besides Kitokuro Ichiki, Minister of Education, was against Kitasato, especially from politically conservative and

bureaucratic viewpoint. In addition, Rintaro Mori, the famous literator with the pen name "Ohgai", working as Superintendent General of the Military Medical Board, supported Aoyama's opinion. So, the Government, the Army and the University authorities coincided in approving the planning of transference.

It was apparently suddenly decided in complete disregard of Kitasato, the true founder and the very excellent scientist, and encountered serious oppositions of Kitasato and of his followers. Newspapers also began broad campaign against such an undemocratic procedure of the Government and the University authorities.

But the transference was issued as imperial ordinance, which was then considered supreme in Japan, and was realized, though after much complications.

Kitasato and all the members of the institute resigned, and they soon endeavored to establish Kitasato's Institute in 1914 and subsequently to found the Faculty of Medicine of the Keio University, which started in 1917. After this dramatic affair the predominance of the Imperial University supported by the Government over medical schools and institutions became decisive in Japan.

## 日本医史学会例会記事

一月例会 一月二十七日

於慶応大学北里図書館会議室

横浜市立大学病院の沿革および看護業務の歴史的考察

杉田暉道、野口美和子

日本の看護婦教育はナイチンゲール看護婦学校の出身者達によって始められ、日本赤十字社の看護婦教育も世界的にみて高い水準のものであったといわれた。しかし又、第二次世界大戦前の大多数の日本の看護婦は医師の補助者としてのみみられてきたとも云われている。

横浜市立医学部病院は、その創立は明治四年という古いもので、明治七年神奈川県立となり、明治二十四年に横浜市移管となった。この病院は「十全病院」と呼ばれ、神奈川県における医療活動の中心であったと同時に医療機関としての機能をはたしてきた。看護婦の教育も明治三十一年からはじめられている。

横浜市統計書により、患者数・職員数、治療処置件数を比較検討し、更に昭和初期に十全病院に働いていた看護婦および医師の話し合いにより、昭和初期における十全医院での看護について考察した。

当時の看護婦の配置は「医師と技師の居るところ」にのみ配置されている。西洋の看護婦が洗濯部や調理部にも活動したのにくらべると看護活動の相異点が看護婦配置の仕方にも表現されている。

又病室における看護は、患者の身のまわりの世話は患者の家族や患者に雇われた家政婦や派出看護婦が分担し、病院の看護婦は

医師や治療の介補のみを行っていた。

昭和初期の日本へ病人看護において派出看護婦会の存在と家族の占める位置は大きく、戦後この二つの基盤は一体どのように変化していったのであろうか。看護婦独自の活動として患者の身の周りの世話や生活の援助が強調され、複雑化する医療の中で出来るだけ患者の立場に立った看護を取り戻す努力がなされている今日、病院の看護婦の活動だけでなく日本の病人看護を担った家族や派出看護婦の活動を含めてくわしくあとづけてみる必要がある。

### 二「伝研移管と森鷗外」

安芸 基雄

大正三年十月、大隈内閣が突如実施した内務省より文部省への伝染病研究所移管は、世論のはげしい非難を浴び、また北里一門の強い反撥と伝研所員の連袂辞職という事態によって重大な局面に立至ったが、在来伝研の重要な事業の一つであった血清痘菌製造を引受ける者が大学側になかったということが、差迫った最も困難な課題であった。当時大学にあつて衛生学教室を主宰していた緒方正規がこの際何故協力を拒否したかについては、今日なお疑問の点が残るが、何れにせよ国民一般の医療衛生と深い関係を持つ血清痘菌製造の事業が中断、あるいは失敗するとすれば、最高学府たることを誇る大学の学問的権威は失墜し、政府も亦政治的に窮地に立たざるを得なかったことは明白である。

この危機を救ったのは、当時の医学部長青山胤通と親しかった軍医監監森鷗外で、東大出身の軍医で嘗て伝研で北里の指導をも受け、当時陸軍々医学校教官であつた西沢行蔵、八木沢正雄、更に陸軍獣医学校教官であつた城井尚義の三人を伝研に移して血清



いわゆる「蘭館日誌」にあらわれくる西洋人科学者について、それ等の人々の名が出てくる年月日をあげ、そこに説かれていた記事事項を紹介し、あわせてそれ等のうちの二、三について略伝を述べた。

オランダ商館の医者もまた当然西洋人科学者であるから題名の示すなかに入るが、ここではすべて省略し Christovás Ferreira (沢野忠庵)・Spiegel, Hippocrates, Galenus, Paré, Dodoneus, Jonston, Blankart, の八名を拾いあげた。

三月例会 三月二十三日

於順天堂大学五号館会議室

一 杉田玄白と直宿物語、フェイトなど

片桐 一男

杉田玄白が著作の門人小林令助に宛てた長文の書翰が二通ある。内部考証により享和三年(一八〇四)玄白七十一歳の暮と、翌文化二年の霜月の発信とわかる。この両翰をみると、玄白が老境に入って蘭学のことは門弟にゆずり、悠々自適の生活に入ろうと心に決めながらも、医事に関しては何かと考え及ぶ所多く、直宿の余暇を利用して、仮名書の「直宿物語」を執筆し、上木のうえは一本贈ると約し、またその遅延を気にしている点など、この「直宿物語」に寄せる玄白の意気込みの程が察せられる。結局これは文化七年にいたって養子伯元の手によって「形影夜話」の書名をもって出版され、玄白の代表的医学思想の著作となって注目されることとなった。

前野良沢の高弟で美濃大垣藩医江馬蘭齋に宛てた書翰は長文にもかかわらず、発信年決定の手懸りが少なく難解である。しかし、

文中「私杯存候へイトと申カピタン長崎にて死ニ申候て屍をケノ国へ□□いたし候ニ、腸を□□□□割きし所、石二ッ出候由、近比伝聞候」とあるところから推すに、商館長フェイトの帯日五回中の参府や江戸の蘭学者との交歓の模様をさぐり、最後の離日が一七八一(天明元)一月三〇日で、翌年五月一日帰途航海中の船上で未婚のうちに三十七歳で死亡、この年蘭船は欠航し、翌一七八三年(天明三)八月にトロンペンベルグ号が来航、来日のロンベルグが江戸参府の途に上ったのは更に翌一七八四年(天明四)の二月から四月にかけてであるなどのことがわかった。よって蘭齋宛の書翰は天明四年五月十三日付玄白五十二歳の筆とわかった。

玄白の諸作品の評価をめぐって、同時代の蘭学者の社会を理解するうえに書翰を逸することはできない。

(詳細は近く『日本科学技術史大系』の月報「科学史手帖」および雑誌「医譜」に掲載の予定である。)

## 二 嬰兒殺しに関する医史学的一考察

石山 昱夫

新生児法医学(主として嬰兒殺)の領域において肺浮遊試験は最も重要な検査法であるが、この検査法の医史学的検討は我が国においては全く行われていなかったし、又近年出版されている諸外国の法医学書にもこの様な点についての解説は極く稀となっていました。肺浮遊試験の医史学的な記述は

Prof. Dr. Blumenstock

Zum 200jährigen Jubiläum der Lungenprobe, Vierteljahrsschrift für gerichtliche Medizin, 256~296, XXXVIII, 1883

が我が国において比較的容易に接することの可能な論文であるがこの他に一八〇〇年代にドイツにおいて出版された法医学書をも参照しながら肺浮游試験とそれと伴った当時の嬰兒に関する社会医学的な考え方に検討を加えた。

呼吸に伴う胎児肺の著明な変化を記載したのはガレヌスであるが、この記述はその後一千年以上も全く忘れ去られていた。しかし本記述は十六世紀以後諸大家により再発見され、十七世紀に至り Rayger がはじめてガレヌスの所見は嬰兒殺の鑑定に役立つという可能性を明らかにした。法医学鑑定において実地に肺浮游試験を応用したのは Johann Schreyer (一六八三年) である。本検査法は法学者 Christian Thomasius の活躍もあり当時の医学界の注目を浴びたが、これが一般化されるにはいたらなかった。当時の本検査法についての医学的見解はライプチッヒ陪審裁判所に提出された Leipzig, Frankfurt a. O., Wittenberg 各大学の鑑定書によって推測可能である。その後この検査法の可否について産婦、法医及び刑法学者の間に約百年に亘って激しい論争が行なわれており、ようやく現行のドイツ刑法及び刑事訴訟法に規定される様な重大な役割りを得るに至った訳であるが、この間の論争に於て新生児に関して医学並びに法学的解釈につき興味深い記述が数多く残されている。

#### 四月例会 四月二十七日

於慶応大学北里図書館会議室

故宮博物院は現在、台北市外の双溪にある。その起源は、清朝崩壊直後、北京の宮廷にあつたすべての宝物什器類を民国が接収し、近代の運営のもとに民国十四年(一九二五)博物館として発足したものである。

その内容は極めて多岐にわたり、歴代王朝の伝世の宝物をはじめ、清朝多年の収集と日常生活の什器、玉璽類はもとより、文淵閣四庫全書、軍機処檔案、内閣大庫の図書およびチベット大蔵経、楊守敬の観海堂の蔵書を含む。図書の中にはとくに宋元版や古鈔の医書が多い。

故宮博物院の四十年史は、避難疎開の連続であつた。一九二六年の国民党北伐の折には一時反乱軍に包圍され、満州事変の時には急速上海フランス租界に移転した。主要な蔵品はこれ以後北京には帰らなかつた。それは上海から南京に移し、分院として一部公開展示を行なつたからである。日華事変が発生するや再び故宮のおもな蔵品は長沙、漢口、成都、西安、峨眉と避難移動を続けた。その梱包箱数は九三六九個の多きに達したという。

第二次大戦終結後、各地に疎開した蔵品は重慶に集められて南京に戻つた。北京の故宮では残りの蔵品の整理が続行された。平和到来も束の間、一九四八年に国民政府は台湾に移ることになつたので、故宮の蔵品は三二〇の大箱につめられ海軍の軍艦で台湾に持出された。続いて二次にわたり一六八〇箱、九七二箱が無事台湾に渡り、台中の砂糖工場の倉庫に集結された。総計二万八九五一件にのぼるといふ。すべてえりすぐった精品である。その後、安全を期して郊外の霧峰北溝に完全な地下収蔵庫を作つて収め、修理と目録編集に全力を注いだ。しかし、安全ではあつても

研究や鑑賞に不便なので一九六一年六月から孫文生誕百年記念事業として、台北の双溪に近代的な博物館と地下収蔵庫を五年がかりで建設し、一九六六年から本格的に公開されたのである。演者は前後三回にわたり故宮博物院を訪れ、宋元版の古医書や医薬に關係する器物類の若干をみる事が出来た。最も興味をそそったのは、チベットのグライイラマから清朝宮廷におくられた法具類で人骨で作った笛や香薬器——頭蓋骨製で「憂布拉」と記してあった、カブラ即ち頭のチベット語——外科手術にも流用される鋭器類であった。

また、玉版(玉冊)の実物をはじめ「目睹した。乾隆帝のものであったが、上質のヒスイの板(短冊半折くらいで厚さ約五ミリ)に文字を彫り、純金で象嵌した豪華なもので、一部二十枚ほどであった。寶石、貴金属としての市場価格はともかく、「素問」などの古典に、重要なことがらを『玉版に彫って石室に蔵す』とある文章の意味がはじめて理解出来た。「医学蒙求」の南宋刊本も他に類をみない善本であった。

また、「歴代帝后図」を医学的、人類学的に研究すると興味ある事実が出はしないかとも思った。

ともかく余りのポリウムと豪華さに圧倒され、時間を忘れて一日立ちつくしたことであった。目録が公刊されるとさらに研究のための宝庫となるであろう。

## 二 江戸時代精神病治療史の梗概

山田 光胤

精神病に限らず、疾病の治療には、医者が行なう医療と、しろうとや非医者が行なう民間療法とがあることは、洋の東西古今を

通じて変りがない。たゞ、精神病の治療については、両者の違いが、他の身体病の場合に比べて甚だしいことはある。しかし、これらのすべてについて調査することは、非常な事業であつて、容易になし得ることではないので、今回は、医者の行つた医療の面について、ごく大略を報告する。

専門医及び学統 江戸時代には、精神科専門の医者というのはみあたらない。大概は一般内科——本道の医者で、しかも当代ことに優れた名医が、諸種の記録を残している。一説には、「気がえ医者」というのがあつたと聞いているが、文献上ではまだその記録をみていない。ただ、今泉玄祐が、移精變気の術(精神療法)を多く行い、神経症を多数例あつてゐる。また、喜多村良宅と土田翼郷も、精神病や癲癇の治療例を非常に多く残している。しかし、これらの医者も、精神科専門というよりは、一般の疾患もあつた本道の医者であつた。

学統については、中神琴溪と喜多村良宅の師弟にのみ、それらしいものがみられるが、そのほかには、個々の名医が、これらの疾患をあつたにすぎない。

病名及び症候 香川修庵は、一本堂行余医言巻五で、精神疾患の分類と症候を、かなりくわしく記載し、その後の人達は、しばしばこれを引用した。

治療の概要 薬物療法、物理療法、精神療法の三つの基本がみられる。

薬物療法は、一般的な薬方のほか、人により特殊な薬物を加えて用いた。薬物療法のみ行つたのは土田翼郷で、その他の人達は他の療法を兼用している。

物理療法には、鍼灸・刺絡（瀉血）吐方・灌水（水治療法）があり、ことに吐方は、瓜蒂などを用いて激しい嘔吐を起させる一種の衝撃療法である。これらは、中神琴溪、喜多村良宅がよく行い、灸療法は小石元俊が行っている。

精神療法には、説得法と暗示法の如き区別があり、後者は移精変気の法といわれた。説得法は和田東郭がよく行い、暗示法は今泉玄祐が行って多くの治験をあげた記載がある。

主な資料 一本堂行余医言（香川修庵） 療治茶談（田村玄仙） 蕉窓雑話、同方意解（和田東郭） 生々堂医譚他（中神琴溪） 吐方論（喜多村良宅） 癲癩狂経験編（土田翼郷） 背部十対二十六穴図（小石元俊） 療治夜話（今泉玄祐）

### 日本医史学会新潟地方会の創立

第六十九回日本医史学会総会が新潟市で開催されるに先立ち、昭和四十三年五月十一日日本医史学会新潟地方会設立総会を県立ガンセンター新潟病院管理委員室で開催した。

当日の参加者は山下喜明、藤井正宣、会田恵、青木允夫、星栄一、金野克、蒲原宏の七名であったが、次のような地方会の基本方針を決定し、日本医史学会の地方組織として具体的な活動を開始することとした。

- (一) 新潟県内の官公私立図書館の医史学会関係蔵書目録の作製
- (二) 新潟地方会例会の開催（当分年四回）
- (三) 医史学研究法の講習

地方会での報告及び結果は日本医史学雑誌に発表する。とし、地方会々員は自動的に日本医史学会々員として推薦入会す

ることを確認し、若手研究者の新入会員の獲得をもめざすこととした。

現在の新潟地方会メンバーは次の十二名である。

小片保、藤井正宣、会田恵、金野克、青木允夫、星栄一、山下喜明、山本成之助、本間邦則、富田達夫、諸橋正昭、蒲原宏  
当分の間連絡場所と世話人は新潟市川岸町二 県立ガンセンター新潟病院 蒲原宏のもとにおくこととした。

なお日本医史学会新潟地方会は昭和四十三年五月十八日の日本医史学会で正式承認された。（新潟市 蒲原 宏報）

### 論文抄読

Gert Preiser: Zur Geschichte und Bildung der Termini Pharmakologie und Toxikologie, *Medizinhist. Journal*, 2, 124—134, 1967.

Pharmakologie と Toxikologie の名称が文献上にあらわれた時代の考証とこれらの名称の成立の由来を追求した論文。Pharmacologia は一六四一年の J. Schröder の著書に、又 Toxicologia は一六七八年の B. Scharff の著書にその最初の例を見る。両者の語原はギリシヤ語の Pharmakon 及び Toxon であるが Toxon は元来 Toxon（弓矢）に由来し、主に矢毒のみを意味した。Pharmakon は薬物、毒物の両義を有し Pharmakologie 及び Toxikologie に相当する言葉を求めれば Pharmakon に由来する語 Pharmaceutice が最適と考えられる（Y・O）。

## 寺院の過去帳からみた岩手県の飢饉

青木大輔著

著者は永年にわたって寺院の過去帳を用いて東北地方の疫病に関する文献的資料の裏付けを行ってこられた。今回は岩手県下の寺院の過去帳から得た宝曆、天明、天保の飢饉の時の死者数を統計的に処理をされ、その発生状況、地域別および性別死者数を比較検討された。

その結果、天明四年の飢饉が最も大きな被害を残し、一寺平均二・三・七八人の死者を出している。一年を通しての死者数は凶作の歳の末から増加し始め、翌年の三月ないし七月、即ち新暦の八月末までに最高潮に達し、それより急激に減少をみせ平常に到達している。このことは飢饉のために死亡するよりもむしろ翌年になって疫死するものの方が多いという当時の記録を裏付けている。

又、地域別にみて、所謂山村地帯で毀類の生産量の少ない地方

## 論文抄読

Francisco Guerra: Juan de Valverde de Amusco.  
Clio Medica Vol. 2, pp. 339—362, 1967

本篇は第一部と第二部に分れており、第一部では近世（一九六四、一九六六）ローマ大学の Pazzini 教授が新しくみつか

でも年によつては必ずしも死者が他の地域に比べて多くないことからも、流行病の激しさがより多くの死者を生じた原因と考えられると述べている。一方、一般に海岸地帯で海産物の食糧を得ることができると思われる地方でも高い死者数を示すのは、その年の不漁と飢饉が重なったことによるものとしている。

死者を性別にみて飢饉では男性が女性より高い死亡率を示しているが、これは第二次世界大戦中の国民の栄養失調症についての報告で男性の栄養失調が多いということに一致するという。だが子供をみると男の子供の死者数が女子に比べて著しく多く記載されている。これは当時女の子であれば出産時に制限された傾向や、女の子の死亡が粗略に扱われ、法名も与えられず、庭先に埋められたことにもよるだろうとしている。

尚、著者は昨年七月廿七日にこの書の出来上るのを待たずに逝去され、はからずもこの書が遺著となってしまったのであるが、現在、御家族が著者の意向を汲みこの本を広く同好の方の手にわたることを望まれ、医史学会事務所にも本書を頒価三百円で委託されてあります、御希望の方は医史学会事務所に申込み下さい。

(酒井シツ)

した Andreas Vesalius の肖像画として発表したもの（原物は米国ボルチモアの Walker 美術館にあり No. 37, 1106）はスペイン人 Juan de Valverde de Amusco の肖像にやがなうと論じている。その根拠をこの絵の由来・環境（図の背景）・人物が手にしている本・顔貌・紋章の順に述べている。結論として一五五四年ごろローマで Gaspar Becerra が当時おおよそ二八才の Valverde を描いたものであろう。

第二部では Valverde がいかなる人物であったかを詳しく述べている。生没年が不明だが、遅くとも一五二五年ころには生れ、一五八八年より前に死んだとする。しばしば Valverde は Vesalius の解剖書を剽竊した者と評せられるが、その悪評は当らなう。彼が Vesalius の本の内容を訂正したり、新しく書いた点が甚だ多いのである。彼じしん最初に解剖書を出版した一五五六年までにパドア、ピサ、ローマで十二年間も実地に解剖をやっていた。彼の解剖書は欧州でよく読まれて十六・十七世紀に十一の版と翻訳が重ねられた。Castiglioni は Valverde

The Prevention of smallpox: From Edward Jenner to Monckton Copeman. by Sir Arthur Salusbury MacNalty, K.C.B. medical History, Vol. XII. 1~18. 1968.

この論文は Monckton Copeman 記念講演の一つである。著者は先づ Copeman の生涯と業績を述べている。彼は一八六二年 Norwich の牧師の子として生れ、一九四七年 Howe で亡くなった。性格は非常に温厚で、人に愛された英国紳士であり、予防医学に大きな功績を残している。彼の天然痘予防に為した功績の内、牛痘漿をグリセリンで稀釈することを実用化したことが第一に挙げられる。この結果、ワクチンの入手は容易になり、敗血症、種痘に伴う感染を抑えることができた。

次に人痘接種に始まる英国の種痘の歴史が順を追って記載さ

る解剖書を the most read and the most studied book of the Renaissance と評している。肺循環は Valverde により発見されたとスペインの医史学者達が主張している。彼は温健で公平な人物であり Vesalius から悪罵されても逆わず、むしろ Vesalius の功績を賞め讃えている。しかし解剖学における Vesalius の勤勉さを疑うと書いた所もある。

Valverde の処女作は枢機卿 Verallio への衛生上の忠告 *Consilia* であり一五五二年パリで出版された。古典にわたる彼の博学ぶりがよく示されている。(T・O・生)

れている。その中で、人類を天然痘から救った E. Jenner のワクチンの発見のいきさつ、その反響、彼の性格、ワクチンの発見の陰にかくれた自然科学者 Jenner が如何に優れた業績を残したかが書かれている。

英国で牛痘法が一般に行われた後も数回の天然痘の流行をみているが、一八九八年に法律で種痘接種を任意に行わせるようにした結果、受ける者の数は急速に減少し一九六五年は二才未満で33名となったが、近年、航空の発達に伴い、空路をへた天然痘流行の発生の危険があることを著者は警告している。

(S・S)

## 日本医史学会々則

第一条 本会は日本医史学会と称する。

第二条 本会は医史を研究しその普及をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

一、年一回、総会を開く。

二、本会の機関誌として『日本医史学雑誌』を発行し、これを会員にわかす。

三、随時、地方会、例会を開き、研究発表、展覧などを行なう。

四、日本の医史学を代表して内外関係学術団体との連絡協力をはかる。

五、その他の事業。

第四条 本会の主旨に賛成しその目的達成に協力しようとするものは、理事または評議員の紹介を経て会員となることができる。

第五条 会員は会費とすて年額一五〇〇円を前納する。ただし外国に居住する会員は年額一〇ドルとする。

会員は研究発表および本会の事業に参加することができる。

本会に名誉会員と賛助（維持）会員をおくことができる。名誉会員は本会の事業に多大の貢献した者を評議員会の議をへて推せんする。賛助会員は本会の趣旨に賛同し、年額一万円以上を収める者とし評議員会の議をへて推せんする。

第六条 本会に次の役員をおく。

一、役員は理事長、会長、評議員、幹事とする。

二、理事長は一名とし理事会で互選し本学会を表す。

三、会長は年一回の総会を主催し、その任期は総会終了の日までとする。

会長は理事会の推せんにより理事長が委嘱する。

四、理事および評議員はそれぞれ若干名とし理事会および評議員会は本会の重要な事項を議決する。

評議員は普通会员の中より、理事会および総会の議を経て理事長が推せんする。

理事は評議員の中より評議員会の推せんにより

理事長が委嘱する。

五、本会の実務を処理するため、常任理事二名、

幹事若干名をおく。常任理事は理事より、幹事は

会員より理事長が任命する。

六、役員の任期は二年とし重任を妨げない。(た

だし会長を除く)

以上の役員は総会の承認を得るものとする。

第七条 本会の事務所は順天堂大学医学部医史学教授室内

(東京都文京区本郷二の一)に置く。

第八条 本会は理事長の承認により支部または地方会を設

けることができる。

第九条 会則の変更は総会の承認を要する。

### 『日本医史学雑誌』投稿規定

発行期日 年四回(一月、四月、七月、十月末日)とする。

締切は発行月の二か月前とする

投稿資格 原則として本会々員に限る。

原稿形式 原稿は他雑誌に未発表のものに限る。和文の表

題、著者名のつぎに英文表題、ローマ字著者名を記し、本文の終りに英文抄録を添えること。

原稿は二百字または四百字詰原稿用紙に縦書きのこと。

原稿の取捨選択、掲載順序は編集委員が行なう。また編集の都合により加除補正することもある。

#### 原稿枚数

表題、著者名、本文(表、図版等を除く)で三印刷ページ(四百字原稿用紙で大体七枚)までは無料とし、それを越えた分は一印刷ページあたり二〇〇〇円を著者の負担とする。

#### 校正

原著については初校を著者校正とし、二校以後は編集部にて行なう。

#### 別刷

投稿者には論文掲載紙を五部無料贈呈する。別刷希望者には五十部単位で実費にて作成する。

#### 原稿送り先

東京都文京区本郷二丁目一の一  
順天堂大学医学部医史学教授室内 日本医史学

会

#### 編集委員

大島蘭三郎(委員長) 石原明 杉田暉道 大塚恭男 酒井シツ

日本医史学会役員氏名 (五十音順)

理事長 小川 鼎三  
 会長 鈴木 勝  
 副会長 今田 見信  
 常任理事 石原 明 大島蘭三郎  
 理事

安西 安周 赤松 金芳 阿知波五郎  
 今田 見信 石川 光昭 内山 孝一  
 梅沢彦太郎 大久保利謙 大塚 敬節  
 大矢 全節 緒方 富雄 岡西 為人  
 蒲原 宏 佐藤 美実 杉 靖三郎  
 鈴木 正夫 鈴木 勝 宗田 一  
 竹内 薫兵 津崎 孝道 戸苅近太郎  
 中野 操 平塚 俊亮 三木 栄  
 矢数 道明 吉岡 博人 和田 正系  
 評議員  
 安芸 基雄 石田 憲吾 今市 正義  
 岩治 勇一 王丸 勇 大塚 恭男  
 金城 清松 久志木常孝 鮫島 近二  
 清水藤太郎 杉田 暉道 高山 担三  
 田中 助一 津田 進三 中泉 行正  
 中沢 修 中山 沃 長門谷洋治  
 服部 敏良 福島 義一 藤野恒三郎  
 丸山 博 松木 明知 三浦 豊彦

三廻 俊一 山形 徹一 山田 平太  
 幹事 大塚 恭男 酒井 シヅ 杉田 暉道  
 谷津 三雄

「日本医史学雑誌」の  
 バックナンバーについて

日本医史学雑誌五巻一号(復刊一号) —  
 昭和二年—から十三巻四号—昭和四年—  
 —までのバックナンバー揃いを一万三千五  
 百円、一巻を千五百円、一号を四百円の会  
 員価格で頒布しています。御希望の方は日  
 本医史学会事務所宛に申込み下さい。

デ・ホウト二百年忌法要  
 行なわる

去る五月十二日(日)京都真如堂東陽院  
 でデ・ホウト二百年忌法要が本会々員阿知  
 波五郎、大島蘭三郎両博士の肝煎で行なわ  
 れた。デ・ホウト Francois de Hout は  
 長崎出島のオランダ商館の医師で、いまか  
 らちょうど二百年前の一七六八年五月十九  
 日に江戸参府の帰途京都の近くの草津で死  
 去した。デ・ホウトは一七六六年と一七六  
 七年との二回オランダ商館の医師として在  
 任し、六七年と六八年に江戸へ参府してい

る。この頃は漸く蘭学が起りかけようとし  
 ていた時であったから、江戸でのオランダ  
 人宿舎には何人かの日本人が訪れた筈であ  
 るが、これについては「蘭館日誌」には何  
 の記載もない。いづれにせよ、異国で二  
 百年前に淋しくなくなった一外国人の追善供  
 養を行ない、いささかでもその霊をなぐさ  
 めようとしてこの法要がいとなまれたので  
 ある。(デ・ホウトの死については「日本  
 医史学雑誌」十二巻二号参照)

昭和四十三年七月二十五日 印刷  
 昭和四十三年七月三十一日 発行

日本医史学雑誌

第十四巻 第二号

編集者代表 大 島 蘭 三 郎  
 発行者 小 川 鼎 三  
 印刷者 柏 原 義 治  
 発行所 日 本 医 史 学 会

東京都文京区本郷二ノ一  
 順天堂大学医学部医史学  
 教室内

郵便 番号 一 一 三 番  
 振替 東京 一 五 二 五 〇 番

朝夕一杯！ 中将湯が

貴方の健康をととのえます

婦人良薬

**中将湯**

150円・300円

頭痛・肩こり・冷え  
生理痛・生理不順  
めまい・産前産後  
更年期障害に

17種の薬草を一錠に

**中将湯の錠剤**

**ツムラ**

200円・500円・1000円



株式会社津村順天堂  
東京都中央区日本橋通3～8

# NIHON ISHIGAKU ZASSHI

---

Journal of the  
Japanese Society of Medical History

---

Vol. 14. No. 2

July. 1968

---

## CONTENTS

### Original articles

- The Conferment of the Posthumous Court  
Rank on Koan Ogata.....Tomio Ogata...(1)
- The Establishment of the Monument  
Commemorating the Conferment of the  
Posthumous Court Rank on Koan Ogata  
..... Tomio Ogata...(9)
- Situations of the Transference of the  
National Institute for Infectious Diseases in  
ToKyo from the Ministry of Home Affairs  
to the Ministry of Education in 1914. Part 3  
..... Motoo Ahi...(18)

**Notes from monthly meetings** .....(68)

**Miscellaneous** .....(74)

---

The Japanese Society of Medical History  
c/o Department of Medical History  
Juntendo University, School of Medicine  
Hongo 2~1, Bunkyo-ku, Tokyo.